

商工委員	近藤英一郎君	同	八木一郎君	委員会に付託した。
同	土屋義彦君	同	近藤信一君	宇宙開発委員会設置法案 内閣委員会に付託
同	椿繁夫君	同	片山武夫君	沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案
同	向井長年君	同	近藤鶴代君	沖縄及び北方問題等に関する特別委員会に付託
同	平島敏夫君	同	田代富士男君	同
同	和泉覺君	同	近藤鶴代君	同
同	田代富士男君	同	田代富士男君	同
同	近藤信一君	同	和泉覺君	同
同	小平芳平君	同	椿繁夫君	同
同	山本茂一郎君	同	鈴木一弘君	同
同	岩間正男君	同	安井謙君	同
決算委員	春日正一君	同	春日正一君	同
同	山本茂一郎君	同	須藤五郎君	同
同	近藤信一君	同	原田立君	同
内閣委員	岸田幸雄君	理事 原田立君 (原田立君の補欠)	岸田幸雄君	同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を文教委員会に付託した。
同	鬼木勝利君	理事 増原恵吉君 (増原恵吉君の補欠)	鬼木勝利君	教育公務員特例法の一部を改正する法律案
同	向井長年君	理事 増原恵吉君 (増原恵吉君の補欠)	向井長年君	同日議長から左の報告書が提出された。
同	土屋義彦君	同	土屋義彦君	アジアリオセニア郵便条約の締結について承認を求める件議決報告書
同	菅野儀作君	同	菅野儀作君	訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員 <small>(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)</small>	山本茂一郎君	地方行政委員会に付託	日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件議決報告書	修正議決報告書
外務委員	近藤英一郎君	同	日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件議決報告書	同日議長は、ルアン・スティ・スティサンーロナコン・タイ国制憲議会議長の逝去に対して弔意を表するため、同制憲議会副議長タウイ・ブンヤケート氏宛、左の弔電を発送した。
文教委員	平島敏夫君	同	日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件議決報告書	同日議長は、ルアン・スティ・スティサンーロナコン・タイ国制憲議会議長ルアン・スティ・スティサンーロナコン氏宛、左の弔電を発送した。
社会労働委員	藤原道子君	大蔵委員会に付託	同	同
同	小平芳平君	公衆電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書	同	同
農林水産委員	達田龍彦君	通信委員会に付託	同	同
商工委員	杉原荒太君	内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを	内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを	酒税法の一部を改正する法律案可決報告書
		同日衆議院から、同院において修正議決した左の	同日衆議院から、同院において修正議決した左の	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
		内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを	内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを	可決報告書
		製造たばこ定価法の一部を改正する法律案	製造たばこ定価法の一部を改正する法律案	可決報告書
		可決報告書	可決報告書	可決報告書
		○國務大臣園田直君登壇、拍手	○國務大臣園田直君登壇、拍手	○國務大臣園田直君登壇、拍手
		〔國務大臣園田直君登壇、拍手〕	〔國務大臣園田直君登壇、拍手〕	〔國務大臣園田直君登壇、拍手〕
		○國務大臣(園田直君) 国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申	○國務大臣(園田直君) 国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申	○國務大臣(園田直君) 国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申

し上げます。

国民年金制度は、昭和三十四年に創設され、現在では年十一月から福祉年金の支給を開始し、現在ではその受給者数は約三百万人に達しております。この間、逐年、制度の改善を行なつてきています。これらであります。この福祉年金が老齢者、障害者及び母子世帯の福祉に貢献する役割りが大きいたいことがあります。

児童扶養手当は、昭和三十七年に創設され、また、特別児童扶養手当は、昭和三十九年に重度精神薄弱児扶養手当として発足したものであります。逐年その内容の改善をはかつてまいっておりますが、支給の対象となる児童の福祉の向上をはかるためには、なおその改善が望まれるところであります。

今回の改正法案は、以上の趣旨にかんがみ、福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当につきまして、その額を本年一月の改正に引き続いでさらに引き上げるとともに、所得による支給制限の緩和をはからうとするものであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、額の引き上げについてであります。国民年金につきましては、障害福祉年金の年金額を現行の三万円から三万二千四百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を現行の二万四千円から二万六千四百円に、老齢福祉年金の額を現行

の一万九千二百円から二万四百円に引き上げることといたします。

次に、児童扶養手当及び特別児童扶養手当につきましては、その月額を現行の千七百円から千九百円に引き上げることといたします。

第三に、所得による支給制限の緩和について申しあげます。

その第一点は、福祉年金、児童扶養手当または特別児童扶養手当の支給対象者本人の所得による

支給制限の緩和であります。地方税法における老年者等についての非課税限度額が引き上げられる見込みであること等を勘案して、現行の限度額二十六万円を二十八万円に引き上げることとに、支給対象者が子や孫を扶養する場合において、その子や孫について加算する額を現行の一人につき六万円から七万円に引き上げることといたします。

今日、国民の最も重大な関心事は、物価の安定と生活の安定であり、そして毎日の暮らしをどのようにして向上させるかということであります。

佐藤総理も、この国民の素朴な願望をよく承知されておられます。そこで、それゆえに、総理は

常に、福祉国家の実現を公約し、社会開発に対する構想を強調し、その施策を強力に推進すると述べてきておられるのであります。ところが、実際

は、総理の今日までの公約に反して、国鉄定期代の値上げをはじめ、公共料金は軒並みに値上がりされ、それにつれて消費物価は値上がりし、国民の生活は向上するどころか、低下の一途をたどって

いるのであります。そういう実態の中、国民大衆の社会保障を中心とする厚生行政に対する期待

最後に、実施の時期についてであります。所得制限の緩和に関する事項につきましては昭和四十三年五月分から、額の引き上げに関する事項につきましては同年十月分から適用することとした

以上がこの法律案の趣旨でござります。(拍手) これがこの法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(黒宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対

し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

佐野芳雄君。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕 ○佐野芳雄君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま提案されました国民年金法等の一部を改正する法律案について、総理並びに國務閣僚に対し

て若干の質問を行ないます。

今日、国民の最も重大な関心事は、物価の安定と生活の安定であり、そして毎日の暮らしをどのようにして向上させるかということであります。

佐藤総理も、この国民の素朴な願望をよく承知されておられます。そこで、それゆえに、総理は

常に、福祉国家の実現を公約し、社会開発に対する構想を強調し、その施策を強力に推進すると述べてきておられるのであります。ところが、実際

は、総理の今日までの公約に反して、国鉄定期代の値上げをはじめ、公共料金は軒並みに値上がりされ、それにつれて消費物価は値上がりし、国民の生活は向上するどころか、低下の一途をたどって

いるのであります。そういう実態の中、国民大衆の社会保障を中心とする厚生行政に対する期待

最後に、実施の時期についてであります。所得制限の緩和に関する事項につきましては昭和四十三年五月分から、額の引き上げに関する事項につきましては同年十月分から適用することとした

去る四十一年八月、社会保障制度審議会は、そ

の要望の中で、「打つ手が常に後手後手に回る場合が多く、そのため余分の費用を負担することとなる。公害はその適例である」と言っております。

また、「思いつきのばらばらの改正が多く、社会保険全般にわたる均衡のとれた前進がない」

さらに、「強大な圧力団体の要求はいれられる

保費は八千五百六十億円余であつて、その占める割合は一四%、対前年度比の伸び率は、国立療養所の特別会計移管分を加えても一%であり、昨年をも下回るところの、まさに戦後最低のものであります。しかも、国の予算そのものは一・八

%の増大を示しているのであるから、これは明らかに社会保障の後退を意味し、総理の公約であるところの福祉国家実現の政策とは、全く逆の結果を示しているのであります。それに引きかえ防衛関係費は、債務負担行為と繰り費を加え、その予

算額は、対前年度比二〇・五%増であつて、しかも、公務員の五%削減に比し、二万四千人の人員増が認められているのであります。また、広義の社会保険に含められる恩給関係費中の軍人恩給も、二百八十八億円増の二千三億九千万円で、その

対前年度比は実に一七・三%を示しております。これでは、政府与党に組む圧力団体の要求は通つても、恵まれない社会の片すみの、声なき声はむざんに押ししがれ、貧しい庶民のための社会保障は、全く犠牲にされておると言わざるを得ません。

これでは、政府与党に組む圧力団体の要求は通つても、恵まれない社会の片すみの、声なき声はむざんに押ししがれ、貧しい庶民のための社会保障は、全く犠牲にされておると言わざるを得ません。

通つても、恵まれない社会の片すみの、声なき声はむざんに押ししがれ、貧しい庶民のための社会保障は、全く犠牲にされておると言わざるを得ません。

が、声の低い社会的弱者は置き去りにされてしまう。医療保険の行き詰まりはその象徴的なものである」と指摘されておりますが、本年度予算は、またしてもその悪弊を踏襲して、身体障害者対策や老人対策などの総合対策が全く不十分で、圧力団体の要求は尊重されても、生活保護費は一三%に抑えられ、総理が四十三年度から実施すると約束した児童手当は見送られ、さらに、国立療養所を特別会計に移管して独立採算制をねらい、また、医療保険の抜本改悪が着々と準備せられております。これでは、佐藤総理の言う人間尊重、社会開発は、単なる口頭禪にすぎないと言わなければなりません。総理の率直な御所信をお聞きいたしま

と暮らせる者が八七%を占めております。また、経済状態は、十分食べていける者がわずかに三三・一%，どうやら生きていける者が三二・

九%，食べられないという者が三五%にのぼっております。年金の受給率は、一般の老人で、共済組合二七・三%，恩給二三・六%，国民福祉年金が二九・一%となっているが、生活保護を受けている老人の年金受給率は四三・七%にしかすぎない 것입니다。このように、現在の日本社会保障の中における老人の位置は低く、過去において國に幾多の貢献をしてきた老人に対して、その待遇は冷たいと言わざるを得ません。

国民年金の拠出制年金は、将来二十年とかそれ

以上との期間を経なければ国民のものとならないものであり、そういう意味で、無拠出制の老齢年金の位置は、現時点の保障という観点から、はなはだ重要なものであることは言うまでもありません。しかし、現在の無拠出制年金の全部について言えることではあります。特に老齢福祉年金の額の低さは全くお話にならないものであります。そもそも、国民年金が発足した昭和三十六年當時、老齢福祉年金は千円から発足して、このたびの改正案が通れば千七百円になるのであります。が、八年もたつて七百円しか上がりしない。この間、諸物価の上昇は天井知らずであります。総理は、この制度の重要性と現実の額のギャップをどのように考へておられるか、お尋ねをいたします。

福祉年金の位置づけは、社会保障の一環であります。

り、現在の額の低さは、この意味からいって、ほど遠いものであります。社会保障制度審議会は、本年一月十四日に次のよう指摘しています。「福祉年金などについては、従来しばしば本審議会が問題点を指摘しているところである。また、現行法においては、福祉年金は本来の拠出年金の経過的、補完的な制度とされているが、その性質についても再検討の要がある」と。その上、福祉年金には所得制限があり、これが制度をゆがめている。また、生活保護との併給はなされていない。こうした制度の矛盾をどのようにお考えになるのか。つまり、福祉年金は、将来二十年とか三十年とが先の保障ではなく、現在の生活をどう助けていくかが重要な課題となるのであります。現在の福祉年金は、とうてい老人対策として所得保障の体をなしていないのであります。

また、年金受給者に対する医療は無料にすると

いうのが、西欧先進諸国の常識であるのであります。しかし、日本では、昨年十一月十七日の厚生省抜本改革試案では、七割という給付であります。老

人、乳幼児等の医療をどうお考えになつておられるのか。

政府は、昨年二月発表した「経済社会発展計画」の中に「わが国の経済社会の実態と、その将来の進路に即した適切な社会保障長期計画を策定し、これに基づく体系的整備を行なうことが不可欠である」と述べております。一年余を経過した今

日、当然、社会保障の長期計画がなくてはならないのです。もし、いまなお、社会保障の長期計画が作成されていないとすれば、政府は公約を守らないのみならず、経済社会発展計画は單なるその作文であり、社会保障に対する熱意がない

、怠慢と言わざるを得ないのであります。この

際、社会保障の長期計画について、総理並びに厚

生大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、公的年金制度全般の問題であります。各種公的年金制度においても給付水準に格差があり、政府は、公的年金制度調整連絡会議で検討しているようですが、その進捗状況はどのようになっているのか。これらの公的年金制度の総合調整改善について、基本的な考え方を明らかにしていただきたいと存じます。

また、国民年金制度は、数次の改正により、一応軌道に乗ってきたとはいふ。他の公的年金制度と比較して、すべての点において大きく見劣りがしている現状であります。しかも、改善すべき点は、毎年、国民年金法の改正案を可決する際に、委員会における附帯決議事項によって明らかにされています。この際、あわせて、国民年金と被用者年金との均衡について、どのように考へてお聞きをしたいと存じます。

次に、年金のスライド制であります。従来、ド制については国民年金審議会で検討中であり、また、恩給制度審議会の答申もあります。從来、五年ごとの再計算期等に際しては、生活水準等の諸事情を勘案して、物価の上昇に見合った改善をお願いいたします。

次に、来たる昭和四十四年度においては、医療保険はもとより、年金制度についても抜本的対策が行なわれることになっており、さらに児童手当の創設や、農民年金の構想が実施されようとしている年でもあります。これらは、いずれも重要な課題であり、どのように解決しようとするのか、この際、具体的に大蔵、厚生両大臣の見解をお伺いしたい。

統いて、通算年金制度について申し上げます。

まず第一は、国内における公的年金制度には、現在老齢年金の通算制度がありますが、遺族年金や障害年金には通算の制度がなく、この問題を今後どのように解決しようとするお考えなのか。

いま一つは、公的年金の国際通算の問題であります。近年、長期にわたり海外において職務に従事する者が著しく増大し、在外日本人の数も、現

在では、昭和三十五年の調査によるアメリカ合衆国三万六千五百八十八人、カナダ九百六十五人、イギリス七百四十二人、フランス四百六十七人、ドイツ三十六人、オーストラリア五百八十一人をはるかにしのいでいるものと推定されます。一方、日本には昭和四十二年六月末現在、アメリカ人一万六千六百四十七人、カナダ人一千三百三十二人、イギリス人二千二百七十六人、ドイツ人千九百四人、フランス人八百三十五人、イタリア人五百三十二人、オーストラリア人五百四十九人の人々が在住しております。すなわち、昭和四十三年の末、厚生年金二兆八千四百五十一億円、国民年金四千二百八十億円に達する予定であり、これらの積み立て金は今後年を追つて増加し、たとえば、厚生年金保険では積み立て金の額は、現行のまま制度を改正

なお、国際趨勢を見ても、一九三八年にILO総会において「年金権の保全に関する条約」、一九六年には「社会保障における内国人及び非内国人の均等待遇に関する条約」がそれぞれ採択されました。また、実際にもECC諸国内における一九五八年「外国居住労働者の社会保障に関するEE

C規則」が締結されております。一九〇四年、イタリアとスイスの間に互恵協定が締結されたものを初めとして、現在までに二国間条約の締結は三十カ国以上にのぼっているのであります。わが国においても、二カ国の制度間の公的年金の国際通算を行なう必要に迫られているが、これに對し、厚生大臣はどうに考へているのか、お伺いをしたい。

次に、年金積み立て金の運用についてお伺いをします。

厚生年金保険及び国民年金の制度は、その財政方式として積み立て方式を採用しておりますが、給付が全面的に行なわれるようになるまでは、毎年、保険料や、保険料の運用から生じる収入等により、ばく大な積み立て金が蓄積されるのであります。すなわち、昭和四十三年の末、厚生年金二兆八千四百五十一億円、国民年金四千二百八十億円に達する予定であり、これらの積み立て金の増加額は、強制的に徴収される保険料であり、しかも、国民の零細な保険料であるので、その使途については保険料を負担する被保険者の福

しないものとしても、将来のピーク時には約三十四兆円の巨額に達するものと見込まれています。

問題の第一は、年金積み立て金の使途を明確にすることについてであります。厚生年金保険及び国民年金の積み立て金は、現行制度では大蔵省資金運用部に預託され、郵便貯金その他の国家資金とともに一元的に管理運用されているため、年金積み立て金を他の資金と明確に区分して、その運用の実態を明らかにできることができないのであります。このことから、使途別分類表に示された年金資金等の使途は、当該年度の積み立て金増加額についてのみであり、既往の蓄積分の運用状況、特に年金積み立て金の回収及び再貸し付けの状況は全く不明であります。また、当該年度分の使途につきましても、厚生年金保険、国民年金等の原資別の使途は不明であり、また、融資対象機関の資金量は不明であります。これらのこととを解決するためには、年金積み立て金を独自に運用するか、特別勘定を設定すべしという意見が多くあります。昭和三十五年、社会保障制度審議会の要望は後者のほうを述べておられます。

以上の点について、總理大臣、大蔵大臣の御所見をお伺いいたしたいと存じます。

厚生年金保険及び国民年金の毎年度の積み立て金の増加額は、強制的に徴収される保険料であり、しかも、国民の零細な保険料であるので、その増進のためにのみ明確に運用すべきものである

ことは、言ふまでもありません。しかるに、この点が不明確であり、積み立て金の自主運用の議論が被保険者、事業主側及び国会で強調されてきたので、諸般の情勢により、大蔵省、厚生省の両省間ににおいて積み立て金増加額の二五%は直接被保険者の福祉増進のために還元し、残りの七五%につきましても民生の安定向上のためにその使途を明らかにすることとして、財政投融資における使途特別勘定設置と同一効果をもたらすこととして、今日に至っているのであります。しかるに、最近の動きを見ると、毎年度積み立て金は大幅に増額しているにもかかわらず、二五%相当の還元融資の分に、本来七五%相当分ではかなうべきものが、四十三年度六百五十億も食い込んできていることが発見されますが、これは絶対に承服できないところであります。もしこの情勢が推移せんとするならば、積み立て金の自主運用、少なくとも特別勘定設置の実現をはからなければならぬと思ふのであります。この問題を処理するために、厚生大臣の御所見についてお伺いして、私は、二五%相当の還元融資のワクは、特別地方債及び年金福祉事業団を通じて需要の多い住宅、厚生福祉施設及び病院等に充當するものとすべきであり、さらに、上下水道、清掃事業等、生活環境の整備、医療金融公庫、国立病院整備等、国民生活の安定向上に直結する分野の資金需要に対しても、還元融資以外の七五%相当分を優先的に充てることであり、以上の措置が明確でない以上、特

ることは、言ふまでもありません。しかるに、この点が不明確であり、積み立て金の自主運用の議論が被保険者、事業主側及び国会で強調されてきたので、諸般の情勢により、大蔵省、厚生省の両省間ににおいて積み立て金増加額の二五%は直接被保険者の福祉増進のために還元し、残りの七五%につきましても民生の安定向上のためにその使途を明らかにすることとして、財政投融資における使途特別勘定設置と同一効果をもたらすこととして、今日に至っているのであります。しかるに、最近の動きを見ると、毎年度積み立て金は大幅に増額しているにもかかわらず、二五%相当の還元融資の分に、本来七五%相当分ではかなうべきものが、四十三年度六百五十億も食い込んできていることが発見されますが、これは絶対に承服できないところであります。もしこの情勢が推移せんとするならば、積み立て金の自主運用、少なくとも特別勘定設置の実現をはからなければならぬと思ふのであります。この問題を処理するために、厚生大臣の御所見についてお伺いして、私は、二五%相当の還元融資のワクは、特別地方債及び年金福祉事業団を通じて需要の多い住宅、厚生福祉施設及び病院等に充當するものとすべきであり、さらに、上下水道、清掃事業等、生活環境の整備、医療金融公庫、国立病院整備等、国民生活の安定向上に直結する分野の資金需要に対しても、還元融資以外の七五%相当分を優先的に充てることであり、以上の措置が明確でない以上、特

別勘定設置の措置をとるものでなくてはならないと考えますが、この点について大蔵大臣、厚生大臣の御所見を承りたいと存じます。

最後に、児童手当と児童扶養手当法、特別児童扶養手当法の関係についてであります。

政府は、昭和四十四年度から児童手当の実施に努力目標を置き、目下児童手当懇談会において立法化すべく検討中であるようですが……

○謹長(重宗雄三君) 佐野君、質問を急いでください。

○佐野芳雄君(続) もう終わりです。その進捗状況はどのよくなっているのか。児童手当実施を

目前に控えている段階では、具体的に児童手当の構想を明らかにされたい。また、児童手当法が創設された場合には、現行児童扶養手当法、特別児童扶養手当法はどのように取り扱われるのか。特

別児童扶養手当は、重症心身障害者の置かれている実態にかんがみ、法の性格を所得保障として考

えるよりは、むしろ介護料に切りかえ、手当の額を大幅に増額し、所得制限を廃止すべきではない

か。厚生大臣の御所見についてお伺いして、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 佐野君にお答えいたし

ます。

社会保障政策は、わが内閣の重要な施策の一つであります。したがいまして、こういう財政硬直化時代、あるいは圧縮予算を必要とする際でも、

計上されております。これは、昨年の七千二百十五億に比べまして九百四十二億の増でございましたがござります。他の項目とは違つて、特に社会保障については私ども意を用いたつもりであります。したがいまして、今回は、生活扶助基準の引き上げ、あるいは福祉年金の改善、老人福祉対策、心身障害児対策、さらには原爆被爆者対策等々を行なつたわけであります。

ただいま、その各対策について具体的にお尋ねがございました。これについては、いずれ厚生大臣からお答えすることにいたしたいと思います。

また、老齢年金について御指摘がありました。

まず、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようなものを見分けて資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

児童手当の問題については、ただいま児童手当懇談会におきましていろいろ審議しております。これの結論が出次第、早急にこれを実施するつもりであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄積の残が相当ござりますし、それが現在

どういうふうになつてあるかというようなもの

も、今後これは明確にすることがいいんじゃない

りであります。

○國務大臣(水田三喜男君) 特別勘定についての

昭和三十五年に資金運用制度を根本的に改正し

めつて、経理するよこしまして、これについて、資

金運用審議会においては、また個の意見を出し

まして、問題はこの資金の使途が明確であればいいんだということで、特にこの年金類と郵便貯金のようものを区別して資金の区分をはつきり

し、そうして使途別の分類表をつくればいいとい

うことで、昭和三十五年の改正をやって現在に及

んでおります。したがって、現在では、毎年の年

金等の増加分、増加見込み分を他の資金と区別し

まして、そうして使途別分類表をついていま明

確にしております。そして二五%は、御指摘の

とおり、還元融資としまして地方債に運用する

と、それから年金福祉事業団を通じて住宅、生

活環境整備、あるいは厚生福祉施設といふう

に、国民の生活に密着した分野に運用することに

いたしておりますが、おつしやられますように、過去の蓄

かと思いますので、この点は十分考えたいと存じております。

それから、このスライド制の御質問でございましたが、恩給審議会から答申がございました、物価の上昇に見合って年金の額を調整するということは、恩給だけではなくて、各種の公的年金制度全部にこれは及ぶ問題でございますので、いま政府としては、各種の審議会にこの審議をお願

いするに同時に、政府自身の中にできております公的年金制度調整連絡会議——各省が参加している会議がござりますので、この会議でいまどう取り扱うかを検討中でござります。問題は、この給付がふえる、年金額が調整されるということと負担の問題でございまして、追加費用の負担をどうするか、ここにむずかしい問題がございますので、この問題が合理的に解決すれば、ひとり恩給だけではなくて、公的年金の全体の問題が解決さ

れるんじゃないかと考えておりますので、各種の審議会にも諮問すると同時に、政府自身の機関において、できるだけ早くこの結論を出したいと考えておられます。(拍手)

官外号報

〔國務大臣園田直君登壇、拍手〕
○國務大臣(園田直君) 御質問が非常に早くて問題が多うございましたから、落ちがあるかもわかりませんが、もしありましたら、速記録を十分拝見してお答えを申します。

第一の老人対策の問題は、御指摘のとおりでございまして、年金は、明年度は百円引き上げで

ざいます。したがいまして、老人の置かれた地位を考えまして、医療については、御意見がありますとおりこれを公費負担にするよう、ただいまは年々物価その他の変動に見合って年金を引き上げるということよりも、基礎の、内容の充実をしなければならぬ段階でございますので、私の方があつせん、または補導のための新しい予算を組む、あるいは家庭訪問などの制度を設けております。

次に、福祉年金の改善についてであります。審議会の答申の線に従つて改善したいと考えておられます。御承知のとおりに、その社会保障の一柱である保険の抜本改正と年金の改善充実を中心にして、たゞいま長期計画を作成中でござります。

次に、公的年金制度の調整連絡会議はどうなつておるか——委員会を五回、幹事会を八回開いて、慎重に、いま急いで検討してもらつておりますが、これが答申を受けて早急に検討したいと考えております。大体の方針は、児童手当は二十世紀の国の将来を背負う子供でありますから、一律に手当を出すべきであるという方針であります。したがいまして、御指摘になりました特別扶養児童手当と児童手当は、その趣旨を異にす

るものであります。答申を得た上で検討はいたしますが、たゞん別個のものになるのではないかうかと考えております。

農民年金につきましては、農林省と審議会の両方で専門部会を設けて検討しております。私はうちでも年金のほうに相談をしておりますので、この結論ができ次第に結論を出して検討したいと考えております。

遺族年金の通算については、その方針で検討いたしております。

公的年金の海外、その他の通算保全については御

に、三月ドイツに係官を派遣をして、相互通算の検討実施の交渉をいたしております。EECはすでに相互通算をいたしておりますので、この点につきましては、十分御指摘のとおりの方向で早急に解決をしたいと考えております。

年金積み立て金の運用につきましては、国会の附帯決議あるいは審議会の答申で、しばしあなたの御意見のとおりの御意見を承っておりますが、何しろ国家財政全般に亘する問題でござりますので、なかなか結論が出ないわけでござりますが、これも十分意見を述べ、その線に沿つておられる御意見を述べ、その使用についても御参考になります。その使用についても御指摘のとおりでござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 小平芳平君。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○小平芳平君 登壇、拍手

て、ただいま趣旨説明のありました国民年金法の一部を改正する法律案について總理並びに國務大臣に若干の質疑を行なうものであります。

社会保障制度の重要性及びその大幅な改善の必要性については論ずるまでもないところであります。が、わが国の制度の現状は、社会保障制度の本義にもとり、福祉国家の建設とは名ばかりの、きわめて貧弱なものであると断言せざるを得ません。

会保障関係予算は、政府のいわれもない財政硬直化を理由に、総予算の伸び率より低く抑えられ、わざか一二・三%にとどまつたのであります。しかも、四十三年度予算で厚生省の要求も、肝心な要項はみな大蔵省に削減され、まさに国民大衆の犠牲によつて財政硬直化の是正を行なおうとしている所しか受け取れません。たとえば、社会保障の重要な柱である生活保護は、最低限に見積もつても、国民の消費支出一四%増を基準とすべきであるのに、保護基準を二三%にとどめたことは、生活格差が再び拡大し、貧困家庭の悲劇を生む要素をつくつてゐる所以であります。この際、政府は、国の財政事情によつて切り下げるやうなことのない経済的な裏づけを持つた社会保障制度の充実の年次計画を立てるべきであると考えます。が、この点について総理より大筋の考え方及び大臣、厚生大臣より具体的な答弁をお願いするものであります。

第二に、今回の国民年金法の一部改正についてであります。

社会保険制度審議会でも、「単に物価の上昇との調整を行なうものにすぎない」と答申しておりますように、大体この程度の引き上げでは、物価の上昇に見合ふどころか、全く誠意のないきわめて不満なものであります。特に現行制度は、各般のその場のがれの対策は、もはや許されないと考へるのであります。

要項はみな大蔵省に削減され、まさに国民大衆の犠牲によつて財政硬直化の是正を行なおうとしている所しか受け取れません。たとえば、社会保障の重要な柱である生活保護は、最低限に見積もつても、国民の消費支出一四%増を基準とすべきであるのに、保護基準を二三%にとどめたことは、生活格差が再び拡大し、貧困家庭の悲劇を生む要素をつくつてゐる所以であります。この際、政府は、国の財政事情によつて切り下げるやうなことのない経済的な裏づけを持つた社会保障制度の充実の年次計画を立てるべきであると考えます。が、この点について総理より大筋の考え方及び大臣、厚生大臣より具体的な答弁をお願いするものであります。

第三に、老齢福祉年金についてであります。この年金に至つては、わざか百円の引き上げ、月額千七百円であります。最近の核家族化の進行、老齢者の増加、寿命の伸びなどを考えますと、國家社会に貢献した老人の生活保障は、今後重大な社会問題となることは必然であります。しかも現実に扶養意識の薄れ、老人ホーム等の施設不足の人に対し、支給年金額の飛躍的充実こそ、年金制度の目的である老後の保障と言えると思うのであります。また、老人の病気、たとえば、脳卒中にかかる老人は、年間約三十万人にも及び、このため老人の自殺率は、女子が世界で一位、男子が七位という状態が、如実に老後の保障の不備を物語つておるではありませんか。関係審議会も、「制度開始以来の問題の取り組み方に、不十分な点が認められる」と遺憾の意を表明しておりますが、このような少額の引き上げでは、全く消費者者

ます、障害福祉年金であります。月額一百円の引き上げで、月二千七百円で何の充実と言えましょうか。わが党がすでに発表したとおり、心身障害者の福祉に対する根本的な検討をなし、まずその基本理念を明らかにする必要があり、また、心身障害者の範囲の拡大とともに、国の責任のもと行政の一元化をはかるべきであります。しかし、心身障害者保険扶養制度の創設等を含む基本法を制定する考へはないか、厚生大臣にお伺いしたいのであります。

第三に、老齢福祉年金についてであります。この年金に至つては、わざか百円の引き上げ、月額千七百円であります。最近の核家族化の進行、老齢者の増加、寿命の伸びなどを考えますと、国家社会に貢献した老人の生活保障は、今後重大な社会問題となることは必然であります。しかも現実に扶養意識の薄れ、老人ホーム等の施設不足の人に対し、支給年金額の飛躍的充実こそ、年金制度の目的である老後の保障と言えると思うのであります。また、老人の病気、たとえば、脳卒中にかかる老人は、年間約三十万人にも及び、このため老人の自殺率は、女子が世界で一位、男子が七位という状態が、如実に老後の保障の不備を物語つておるではありませんか。関係審議会も、「制度開始以来の問題の取り組み方に、不十分な点が認められる」と遺憾の意を表明しておりますが、このような少額の引き上げでは、全く消費者者

物価の上昇に解消され、所得保障の本義に反すると思うのであります。が、大蔵並びに厚生大臣の見解をお伺いしたいのであります。

第四に、母子福祉及び児童扶養手当についてであります。が、初めにお尋ねしたいことは、政府が過去二十年にわたり公約を無視してきた児童手当について、先ほども御答弁がありました。昭和四十四年からはつきり実施するということをおきめにした總理から、はつきり御答弁をお願いいたします。

第五に、母子福祉及び児童扶養手当についてであります。が、初めにお尋ねしたいことは、政府が過去二十年にわたり公約を無視してきた児童手当について、先ほども御答弁がありました。昭和四十四年からはつきり実施するということをおきめにした總理から、はつきり御答弁をお願いいたしました。

第六に、国民年金のスライド制についてであります。そもそも年金の目的とするところは、所得保障であり、生活水準を維持することにあることは申しますでもありません。したがつて、近ごろのようなら始めるか、さらに具体的な内容を御発表願いたいと思います。検討中では答弁にならないことを申し上げておきます。さらに、わが党がすでに発表したように、昭和四十四年度から児童手当制度が確立されれば、法の趣旨において同一とも見らされる母子福祉年金及び児童扶養手当は、これを調整統合し、一元化して児童手当に併給して所得保障をさらに充実すると、このよだな考へに対してもどうお考へか。しかしてILO百二号条約の批准体制が整うと考へますが、以上總理、大蔵及び厚生大臣に所信をお伺いしたいのであります。

第七に、特別児童扶養手当についてであります。すでに御承知のとおり、公明党は心身障害者の福祉増進のための施策として、その総合基本法を提案しておりますが、特別児童扶養手当そのもの

を、わが党の主張のことく介護手当に改め、新たに創設する児童手当に併給する、このよだな制度を立てるべきであると考えますが、厚生大臣の御見解を求めるものであります。

第八に、国民年金のスライド制についてであります。そもそも年金の目的とするところは、所得保障であり、生活水準を維持することにあることは申しますでもありません。したがつて、近ごろのようなら始めるか、さらに具体的な内容を御発表願いたいと思います。検討中では答弁にならないことを申し上げておきます。さらに、わが党がすでに発表したように、昭和四十四年度から児童手当制度が確立されれば、法の趣旨において同一とも見らされる母子福祉年金及び児童扶養手当は、これを調整統合し、一元化して児童手当に併給して所得保障をさらに充実すると、このよだな考へに対してもどうお考へか。しかしてILO百二号条約の批准体制が整うと考へますが、以上總理、大蔵及び厚生大臣に所信をお伺いしたいのであります。

第九に、特別児童扶養手当についてであります。すでに御承知のとおり、公明党は心身障害者の福祉増進のための施策として、その総合基本法を提案しておりますが、特別児童扶養手当そのもの

を、わが党の主張のことく介護手当に改め、新たに創設する児童手当に併給する、このよだな制度を立てるべきであると考えますが、厚生大臣の御見解を求めるものであります。

第十に、国民年金のスライド制についてであります。そもそも年金の目的とするところは、所得保障であり、生活水準を維持することにあることは申しますでもありません。したがつて、近ごろのようなら始めるか、さらに具体的な内容を御発表願いたいと思います。検討中では答弁にならないことを申し上げておきます。さらに、わが党がすでに発表したように、昭和四十四年度から児童手当制度が確立されれば、法の趣旨において同一とも見らされる母子福祉年金及び児童扶養手当は、これを調整統合し、一元化して児童手当に併給して所得保障をさらに充実すると、このよだな考へに対してもどうお考へか。しかしてILO百二号条約の批准体制が整うと考へますが、以上總理、大蔵及び厚生大臣に所信をお伺いしたいのであります。

第十一に、特別児童扶養手当についてであります。すでに御承知のとおり、公明党は心身障害者の福祉増進のための施策として、その総合基本法を提案しておりますが、特別児童扶養手当そのもの

るのです。

第七に、支給対象者の年齢制限についてであり

卷之三

六十歳、拠出年金の場合は六十五歳、福祉年金の場合は七十歳であります。最も老後保障を必要とする福祉年金において、七十歳まで支給制限があるということは、憲法十四条の「法のもとに平等の精神に反するものと考えますが、厚生大臣の御所見を伺いたいのであります。

報 (号外)

て、わが党は大幅な制限の緩和と、特に生活保護世帯及びボーダーライン層などの低所得者に対する所得制限を撤廃すべきであると主張するのであります。厚生大臣の見解をお尋ねいたい

以上、きわめて簡単に、国民年金法の一部改訂にあたっての政府の見解をただしたのであります。具体的にかつ明確な答弁を要求いたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

号 国民年金法等の一擧を改正する法律案(趣旨説明)

いますが、政府いたしましては、社会保障制度の充実を、特に重点施策いたしまして、力を入れておるつもりでございます。しかし、歐米先進国に比べれば、その間にお差のありますことは、私否定いたしません。さらにこの方向で努力しなければならないと、かように考えております。ただ、四十三年度の予算編成におきまして、先ほども申したのあります、九百四十二億円も昨年に比べて増額したのでございます。これは率にいたしまして、ややただいまの小平君の計算と違ふようですが、私どもは昨年の当初予算に対しては一五・二%、昨年は一昨年に比べまして一五・七の増加でござりますから、大体昨年並みの予算増、かようにその率におきまして言えるのではないかと思ひます。御了承いただきたいと思います。

したがつて、これら社会保障制度の年次計画について、この際説明しろということであります。が、先ほども厚生大臣がお答えいたしましたように、まず、社会保障いたしましては、社会保険制度につきまして重点を入れ、そうしてこれらの抜本的改正をしようと、これとただいま取り組んでおるのが第一であります。所得保障の面におきましては順次これを充実していく、たしかようにお答へねばならないと思ひます。これも佐野君

老齢福祉年金についてもまた、これは御指摘になりましたように、家族構成の点からも特に意を用いなければならぬと思ひます。これも佐野君

國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

○國務大臣(水田三喜男君) 財政硬直化を理由として、社会保障費が大幅に切られているというような話をございましたが、そういう事実はございませんでした。で、本年度の予算是、非常に規模が抑制されてしまって、一一・八%という伸び率でございましたが、社会保障につきましては、昨年よりも比率をもう落としておりませんので、予算の伸びよろしくお聞かせください。なるほど多く、予算の計上でござります。昨年は

の七千三百十五億に対して、本年度は八千五百七
七億円——約九百四十二億円、一千億円近い増額でござりますので、社会保障制度が後退してい
るということは言えないのじゃないかと考えております。」
と、老人問題のお尋ねがございました。そこで、老人対策としては、
が、一年で五十五億円増、老人対策としては、
うやく日本の社会保障費の水準も六百億円台に上
んできたということをございまして、相当社会情
緒はいま調査に進展しつつあるということが言
ふうと思います。

その次は、児童手当の問題でございましたが、先ほど厚生大臣及び逓逓がお答えになつたとおりで、ただいま懇談会が開かれておりますので、いずれ結論が出てくることと存じますが、こゝで、もう御承知と思いますが、私どもの考え方を申し上げますと、この制度の沿革からいいますと、もろ実施するとなるといふと、この負担を、國の負担と雇用主の負担をどうするかといふ問題が一つござります。で、雇用主の負担につきましては、いま賃金として払われている扶養家族手当との問題との調整の問題、それからさらば、年功序列型というような賃金形態といふような問題にも当然関係していく問題でございまして、一方で雇用主との問題があるということ、それから、國のほうで見ますと、御承知のように、日本の社会保障制度は、生活力の弱い人を助けるということから出発して、いろいろな制度が積み重ねられております。したがつて、母子福祉年金制度とかあるいは児童扶養手当、特別児童扶養手当といふよいうものをたくさん積み重ねて今日に来つておりますので、それと、今度は一般の児童に、生活のいい人も悪い人も一律に子供に現金支給をやるということになりますといふと、この制度との統制といいますか、調整といふものが当然行なわれなければいけないという問題が一つございまます。それに、さらに、たとえば税制で見ましても、児童手当というものを予想しておりませんでしたから、扶養控除というような制度をもつてこれに対

処してきたといふことがありますので、この制度は、私どもは反対でございませんが、いよいよ日本の現行の社会保障制度の中へ取り入れようとしたら、これをすぐそのまま植えつけるといふことは困難であつて、そのためには相当の全般的な調整という準備をしないといふと、この制度は、日本の制度にそのままなかなか植わらないといふむずかしい問題を持っておりますので、私は、社会保障制度をばらばらに積み上げるといふのじやなくして、今回の児童手当をめしやるにしましても、よくわざかな金を出してお茶を濁すといふようなことをやつたら、社会保障制度がばらばらになつて統一を失く。やるのでしたら、現行の社会保障制度を合理的に統合整備するといふとをやらないといふと、これはなかなかうまくいかない、こういう問題がござりますので、政府側も、また一般も、十分これに対する準備をしてやらなければいけない制度だと、私どもはそう考えております。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇、拍手〕

○國務大臣(園田直君) 第一の社会保障制度の予算についてであります。私のほうの予算の伸びは一二・四%、生活保護につきましても、経済企画庁の国民の消費生活の伸びは一四%になつておりますが、人口の増がありますから、個人別にいたしますると一二・九%、それを上回っておりますし、また、社会保障について

は、それぞれ新しい事業もつておりますので、十分とは申せませんが、今日の財政状態においては、政府は非常に重点を置いておるものと考えております。

次に、障害年金が二百円では不適当である、年以降、毎年改正いたしまして、本年一月引き上げたことに引き続いて、さらに二百円引き上げようとしているものであります。これも十分とは存じませんが、今日の財政状態では配慮されたものと考えております。

次に、心身障害児のための基本法——御指摘のとおりに、心身障害者の対策が総合的な長期の計画をもつてその基本に基づいていることは当然であります。政府は、身体障害者の福祉審議会に四十一年に答申を求めて、その年の暮れに膨大な総合的な計画の答申を受けております。これに従つて新規の事業を逐次進めておりますが、基本法をつくることは当然であります。幸い、たゞいま各省間でこれについての話し合いがあるようではありますから、この点が早くできれば、これに協力をしたいと考えております。

次に、児童手当の問題であります。児童手当の問題は答申を待つた上で、それとの関係各省と調整をしなければならぬ点が多いことは、大臣のただいまの御答弁を聞かれてわかるところです。

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 本年四月五日に東京において署名いたしました南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する法律案(趣旨説明)。

両件について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。三木外務大臣。

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 本年四月五日に東京において署名いたしました南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める法律案(趣旨説明)。

るロラン局施設用地を除いて、すべて日本國に引き渡されることを規定しております。

第四条は、南鳥島にある米国氣象局の測候所が、この協定発効の日に日本政府に引き渡されることを規定しております。

第五条は、日本國が、米国の施政期間中に小笠原群島等において生じた対米請求権を放棄するが、米国または現地の法令で認められる日本国民の請求権は放棄されないことを規定しております。

第六条は、この協定が、日本側の国内手続完了の旨を米国政府に通告した日の三十日後に発効することを規定しております。

この協定は、日本国民の多年の念願であった小笠原群島等の復帰を実現するものであり、日米両国間の友好関係の一そらの緊密化に資するものと考えられるのであります。

以上が南方諸島及びその他の諸島に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件についての趣旨でござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 田中國務大臣。

[國務大臣田中龍夫君登壇、拍手]

○國務大臣(田中龍夫君) 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、南方諸島及びその他の諸島に関する

する日本國とアメリカ合衆国との間の協定に基づく小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置を定めますとともに、小笠原諸島の旧島民及び現島民の小笠原諸島における権利または利益の保護並びにこれらの者の生活の安定をはかるため特別の措置を講じ、あわせて、小笠原諸島をその区域とする村の設置及び現地における行政機関の設置等について所要の事項を定めようとするものであります。

以下、この法律案の概要につきまして申し述べます。

まず、第一に、小笠原諸島が二十余年にわたり無人島に近い状態で放置されていたことにかんがみ、國及び地方公共団体は、その責務として、旧島民の帰島及び生活の再建並びに現島民の生活の安定に配慮すべき旨を定めております。

第二に、現島民に対する措置いたしましては、まず、建物等の敷地として他人の土地を使用している現島民の居住の安定をはかるために、法律上、その所有者がその使用者のために賃借権を設定することとし、次に、現島民で漁業を営む者における漁業について操業を制限し、また、合衆国軍隊の引き揚げによる離職者の生活の安定、就職促進等をはかるために、失業保険法及び駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定の適用について政令で特別の定めをすることができることとしたとしております。

○議長(重宗雄三君) 田中國務大臣。

[國務大臣田中龍夫君登壇、拍手]

○國務大臣(田中龍夫君) 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、南方諸島及びその他の諸島に関する

第三に、旧島民に対する措置といたしましては、まず、本土引き揚げ当時存在していた耕作に關する権利を保護するための措置をとることといたしておりますが、耕作に關する権利がこの法律の施行後一年を経過する日までに消滅している場合には、一定期間内に申し出ることによって賃貸契約を締結させることとし、また、旧島民で漁業を営んでいた者の利益を保護するために、現島民と同様の扱いをすることといたしております。

第四に、小笠原諸島における行政組織につきましては、まず、小笠原諸島を区域とする地方公共団体として小笠原村を設置し、また、現地における國の行政機関としては、小笠原総合事務所を設置することといたしております。

以上のはか、小笠原諸島の復興につきまして別に復興法を定めること、復興の計画的、かつ円滑な推進をはかりまするために、一定期間、特定の場合を除き、容易に原状に回復することができない土地の形質の変更、工作物の新築等を認めないこと、その他公職の選挙及び最高裁判所裁判官の國民審査に關する暫定措置の政令への委任、旧鉱業権者に対する旧鉱区にかかる鉱業権の出願の優先的取り扱い等について規定いたしております。

なお、この法律の施行期日は、小笠原諸島の返還の協定発効の日といたします。

以上が小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に關する法律案の趣旨でござります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。西村闘一君。

〔西村闘一君登壇、拍手〕

○西村闘一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件並びに小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案について、内閣総理大臣並びに関係各大臣に質問を行なおうとするものであります。

まず初めに、本協定が締結を見るに至ったのは、小笠原島民多年の悲願が達成せられたことではあります。まことに喜びにたえません。沖縄の即時返還、北方領土の復帰がならなかつたのは遺憾であつて、まことに喜びにたえません。一方で、さきに失したとはいへ、政府の努力を多とするものであります。しかし、本協定締結後に残された政府の責任は、まことに重大であります。

そこで、總理にお伺いをいたします。

もとより小笠原島民は、その大部分が日本政府の命令で強制疎開させられたものであり、また、終戦後残留していたものも、多く一部の歐米系島民を除いて、米軍により本土に送還せられたものであります。これら引き揚げ者の中には、因窮の結果て一家心中、親子心中したもの十二件、栄養失調等異常死したものの百名以上を数え、その他の多くのものも生活の基盤を失い、多大の犠牲を払つ

官 報 (号 外)

てまいりてゐるのであります。これら島民の受けた精神的、物質的被害、損失について、政府はどういうにこれを償つていこうとせられるのでありますか。政府は、今後の総合的な調査に基づき、小笠原諸島の荒廃を復興するために、また島民の福祉を増進するために、長期にわたる根本的な計画を立てられる必要があると考えられます、この点、公理の二三にござりまするが、

いていかなる話し合いかなされたか、お伺いいた
したい。また、わが国の領土に米軍のロラン局は
他にどこにあるか、いかなる用に供せられている
かについても、この際お伺いをいたしておきたい
と存じます。

の安定につとめるよう義務づけておりますが、これが単なる精神規定に終わることなく、国と都の責任において島民の生活基盤の整備拡充を行なるべきであります。たとえば、移転費用、住宅資金等の全額支給、産業資金の低利長期融資、帰島者に対する一定期間の免税もしくは減税措置、ミカン等害虫の徹底駆除、農業の振興、魚族の保

事務所を置く理由は何であるか。第二十六条三項によると、「小笠原総合事務所は、自治大臣の管理に属するもの」とし、その内部組織は、自治大臣が前項に規定する事務を所管する国の行政機関の長と協議して定める。」とあるが、従来、たとえば農林省、建設省の派出機関が自治大臣の管理のもとに置かれた例はないと思う。小笠原に限つて、このような自治大臣のもとに総合事務所を置く理由は何であるか。その他の措置についても、たとえば八郎潟の大潟村の場合と法令上の扱いが違っているのは、どういうわけか。革新都政に対する牽制と思われてもしかたがない。自治大臣の明確な御答弁を承りたい。

質問の第二は、小笠原諸島は太平洋戦争の熾烈な戦場となつたところであります。特に、硫黄島の激戦においては、二万のわが將兵が勇敢に戦死いたしました。最後に無念の涙をのんで全員玉碎したのであります。米軍側においても、海兵隊の多くの將兵たちの血が流されたのであります。政府は、かつての日米相克の修羅場となつた島々とその海域を、平和の島、平和の海とするお考えはお持ちでないでしようか。風光明媚なこれらの島と海を、世界の楽園、平和公園とするお考えをお持ちでないでしようか。また、米軍基地はもちろん、自衛隊の基地も設けないと、どうことについて、論理並びに外務大臣のお考えをお伺いしたいと存じます。

協定第四条によれば、「合衆国気象局が運営し
ている南鳥島の測候所は日本国政府に引き渡され
る」とあるが、台風常襲國であるわが国にとって、
小笠原諸島の台風の観測はきわめて重要であります
が、これが引き継ぎ後は、どのように運営される
お考えでありますか。また、從来からあつた測
候所の復興について、どのような措置を講ぜられ
ますか。気象観測の上から小笠原の重要性につい
て、運輸大臣の御所見を承りたい。
また同時に、小笠原島民の復帰、島の復興開発
について、港湾の建設、避難港の復興、飛行場の
開発、定期船の運航、通船、はしけ等に対する援
護措置等が要望されておりますが、これらの点に
關しても、大臣の御所見を承りたいと存じます。
質問の第五は、小笠原復帰暫定措置法案につい
て、総理府総務長官並びに自治大臣にお伺いをい
たします。

譲について、緊急対策を講ずること。道路及び源地の開発、医療施設、学校教育施設の復興、電力、電気、電信、電話施設等の復興等についても、十分に意を用いられたい。島づくりと帰島対策は、同時に帰島対策として、父島のみならず、他島の開発も同時に行なうべきであると考えます。また、歐米系現住民の就職あつせんにも、こまかい配慮が必要であると存じますが、政府のこれに対する御見解を承りたいと存じます。また、この際、土地の取得のみを見込んで、ほんとうに帰島の意思のない者、すなわち利権的帰島希望者の土地の取得を嚴重に取り締まることが必要である。かりそめにも、一獲千金を夢みる、いわゆる一旗組の進出を許してはならないと思いますが、総務長官の御所見を承りたい。

質問の第六は、自治大臣にお伺いをいたします。

法案第二十六条に、現地の行政機関として、政府は、国の事務を処理するため、現地に小笠原継合事務所を置くとあるが、別に東京都小笠原支圏

く理由は何であるか。その他の措置についても、たとえば八郎潟の大潟村の場合と法令上の扱いが違っているのは、どういうわけか。革新都政に対する牽制と思われてもしかたがない。自治大臣の明確な御答弁を承りたい。

最後に、もう一度總理にお伺いいたします。

過去二十三年間、あらゆる辛苦艱難をなめて、祖先墳墓の地に帰る日を一日千秋の思いで待ち焦がれていた島民の心情に深く思いをはせられ、一日も早く帰島ができるために、行政的、予算的措置が講ぜられるべく、また、單なる復旧ではなく、新たなる構想のもとに、新しい島づくりに努力をする。たとえばカンボジアのプリンシス・シアヌークがジャングルを切り開いて、あのシアヌーケビルというりっぱな港湾都市をつくったように、このジャンヌルに化しておるところの小笠原島の新しい島づくり、新しい村づくりをするといふ、そういう構想のもとに、總理が一大英断をもつて当たられることを期待するものであります。

以上をもつて私の質問を終わりります。(拍手)

質問の第三は、外務大臣にお伺いをいたしました。
本局は第三回の「貿易と内閣」、「経済と内閣」、「政治と内閣」

たします。
本法案の骨子は、現島民及び旧島民に対する措置に関する、国と東京都の責任について規定されております。国と東京都は、旧島民の帰島を促進し、生活の再建をはかるとともに、現島民の生活

法案第二十六条に、現地の行政機関として、政府は、國の事務を處理するため、現地に小笠原総合事務所を置くことあるが、別に東京都小笠原支庁及び小笠原村役場があり、その上に自治省の総合

のジャングルに化しておるとこらの小笠原島の新しい島づくり、新しい村づくりをするという、そういう構想のもとに、総理が一大英断をもつて当たられることを期待するものであります。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○國務大臣(佐藤榮作君) 西村君にお答へいたしました。

ただいまお話をありましたように、前戦争の結果、私どもが失つた北方並びに南方領土——おそきに失したとはいへ、その一部が今日日本に返つてくるということになりました。これは、旧島民の方はもわろんのこと、日本民族といいたしまして、その悲願の一部が達成せられた、かよろに思ひまして、喜びにたえないところであります。こ

の点は、西村君の御指摘になつたとおりであります。さらに本番と申しますか、沖縄の返還をしておる次第であります。この小笠原の返還が実現すれば、日米友好関係、それがさらに増進されると、かように思いますし、沖縄の返還につきまして、必ず好結果をもたらすようだ。この小笠原の今後の処置を私どもも気をつけなければならぬと、かように思つております。

ところで、ただいま御指摘になりましたように、小笠原には、現在欧米系住民百七十四名程度が住んでおられます。しかし、強制疎開をされた八千名近くの旧島民は、今回の処置によりまして、自分たちの昔のその土地に帰るかといふような、たいへん強い願いを持っておられるようだ。私も聞いております。しかし、ただいまのところ、旧島民の方々の意識調査も終わっておりませんし、ま

た、これらの方々のお歸りになった後に、その島お氣の毒な状態も、ただいまお話しになつたとおりであります。これらの方々が帰島され、そうして生活を始められる、そのことは、これは政府並びに公共自治体の責任、責務において私は行なうべきだと思います。さむよな意味におきまして、政府並びに公共自治体が——はつきり申せば東京都などですが、十分協力をいたしまして、

それでも、調査の結果を待ち、そうしてどの程度の方々がお帰りになるか、それらをつかんだ上で、新しい村づくりと取り組むつもりでございます。さうしたままで、この地域は、御指摘にもなりましたよ。硫黄島においては二万のわれわれの仲間がここで血を流し、地下に眠つておる状態があります。またアメリカも、この地で約一万を失つたといわれております。したがいまして、三万近くの日米両国の国民が地下に眠つておるわけあります。またアメリカも、この地で約一万を失つたといわれております。したがいまして、三万近くの日米両国の国民が地下に眠つておるわけあります。私どもが平和国家を願つておる今日から、今回の小笠原島復帰、これを考えてまことに感無量なものがあるわけであります。私は、

かに取り扱うかという点、これは民族的な誇りをそこなわないで、そうして新しく前進する日本の姿としてこれを残していく、そういう意味でも十分終わつております。この旧島民の方々が強制疎開されて、たいへん苦しい生活をされた。この中には、あるいは自殺、一家心中等々のたいへんお氣の毒な状態も、ただいまお話しになつたとおりであります。これらの方々が帰島され、そうして生活を始められる、そのことは、これは政府並びに公共自治体の責任、責務において私は行なうべきだと思います。さむよな意味におきまして、政府並びに公共自治体が——はつきり申せば東京都などですが、十分協力をいたしまして、

さうしたままでアメリカ、米軍自身が有しております。

そこで、お話しにあらまよつて、もう一切の軍備をしないで、平和の島としてこれを残しておけ

といふ

査の結果を待つて立てるわけですが、単に戦前の集落を復旧するということではなくて、この地域の特殊な地理的条件の活用を中心とした村づくりを検討してまいりたいと考えております。

総合事務所と都との事務の関係についてでございますが、法律上は、ただいま申しましたとおり、直接の関係はありません。しかし、都の出先機関が設置されます場合は、これと共同で事務処理ができますように形を整えるように都と相談をいたしたいと思っております。都政が革新であるかどうかということは、このことは全然関係がないと考えております。(拍手)

官報(号外)

○議長(重宗雄三君) 田代富士男君。
〔田代富士男君登壇、拍手〕
○田代富士男君 私は、公明党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました二法案に対し、總理大臣並びに國務大臣に幾つかの質問をいたします。

昨年の佐藤・ジョンソン共同声明によつて小笠原諸島の返還の合意を見、本年四月五日に小笠原返還協定の調印によりまして、小笠原諸島が二十三年ぶりに本土への復帰が決定いたしましたことは、まことに喜ばしいことであり、旧島民の喜びは言ふに及ばず、日本国全体の喜びであります。

しかし、手放しで喜ぶわけにはまいりません。復帰に伴つて起つてくる問題は山積みされており、小笠原諸島の開発は、われわれ一人一人の国

民が一緒になつて考えていかねばなりません。

まず、小笠原諸島の復帰が実現されることを検討してまいりたいと考えております。

総合事務所と都との事務の関係についてでござりますが、法律上は、ただいま申しましたとおり、直接の関係はありません。しかし、都の出先機関が設置されます場合は、これと共同で事務処理ができますように形を整えるように都と相談をいたしたいと思っております。都政が革新であるかどうかということは、このことは全然関係がないと考えております。(拍手)

よつて、最も国民が関心を示し、心配することいたしたいと思っております。都政が革新であるかどうかということは、このことは全然関係がないと考えております。(拍手)

の問題ではなく、わが日本の国民がひとしく注目しているからであります。しかし、返還協定の第三条によれば、硫黄島及び南鳥島における通信施設用地(ロラン局)は、日米安全保障条約に従つて、アメリカの使用が認められることになつてあります。これは、明らかに、政府・自民党が昨年の日米共同声明から始まつたといわれてゐる一連の右傾化現象であると思うのであります。このまま返還されるとするならば、本土へ基地つき返還を容認するものであり、沖縄返還を前に悪例を残すことにもなりかねないのであります。したがつて、小笠原返還の第一歩は、米軍基地の撤去であると考へるのであります。總理はこの点どうお考へなのか、お伺いいたします。

ささらに、また、硫黄島及び南鳥島のロラン局の撤廃を要請される意思があるのかどうか、もしその意思がないとするならば、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

今回、暫定措置法を見ますと、米軍施設の縮小ないし撤廃によつて、米軍労務者の離職については、駐留軍関係職員等臨時措置法の適用によつて、特例が設けられることになつておりますが、はたして住民の生活不安がこれによつて解消されるでありますよろづか。米軍労務が打ち切られた場合の退職金の問題、内地から産業、企業の進出が予想されるに伴つて、再雇用が促進されたとしても、日本語が十分でない島民には不利な条件になつてしまふのではないかという不安、このよう

地隊の要員が若干名、父島には約八十人の米軍人が一緒にになって考えていかねばなりません。

及びその家族が住んでおり、気象観測施設と、三隻の警戒用の哨戒艇がありますが、これら米軍の基地をどうするかという問題であります。このことは、戦後二十余年にわたる長い間、祖国復帰を願つてきた小笠原諸島の現地住民のみの問題ではなく、わが日本の国民がひとしく注目しているからであります。しかし、返還協定の第三条によれば、硫黄島及び南鳥島における通信施設用地(ロラン局)は、日米安全保障条約に従つて、アメリカの使用が認められることになつてあります。これは、明らかに、政府・自民党が昨年の日米共同声明から始まつたといわれてゐる一連の右傾化現象であると思うのであります。このまま返還されるとするならば、本土へ基地つき返還を容認するものであり、沖縄返還を前に悪例を残すことにもなりかねないのであります。したがつて、小笠原返還の第一歩は、米軍基地の撤去であると考へるのであります。總理はこの点どうお考へなのか、お伺いいたします。

ささらに、また、硫黄島及び南鳥島のロラン局の撤廃を要請される意思があるのかどうか、もしその意思がないとするならば、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

今回、暫定措置法を見ますと、米軍施設の縮小ないし撤廃によつて、米軍労務者の離職については、駐留軍関係職員等臨時措置法の適用によつて、特例が設けられることになつておりますが、はたして住民の生活不安がこれによつて解消されるでありますよろづか。米軍労務が打ち切られた場合の退職金の問題、内地から産業、企業の進出が予想されるに伴つて、再雇用が促進されたとしても、日本語が十分でない島民には不利な条件になつてしまふのではないかという不安、このよう

地隊の要員が若干名、父島には約八十人の米軍人が一緒にになって考えていかねばなりません。

及びその家族が住んでおり、気象観測施設と、三隻の警戒用の哨戒艇がありますが、これら米軍の基地をどうするかという問題であります。このことは、戦後二十余年にわたる長い間、他四十余の点在する島々の防衛まで行なうといわ
れています。このよくなことになれば、当然小笠原諸島が軍事基地化することは明らかではないでしょうか。そして、米国の極東における重要な防衛基地としての役割を負わされることは必至であります。總理はこの点についてどうお考へなのか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、政府の小笠原開発計画についてであります。現在、現地住民が最も望むことは、政府のあたかい血の通つた十分な開発計画であり、措置のあります。政府の基本的態度をお聞かせ願いたいと思います。

医療問題については、現地島民は医療サービスの供給を受けてはいるようですが、これは特に本島が距離的に本土から遠く離れている実情を考慮に入れた医療供給体制を早急に準備することが必要であります。それによつて医療供給体制の空白を埋めることにもなり、疾病等の予防面からも役立つと思われるのであります。また、これとあわせて、公衆衛生等の諸活動も積極的に行なつていくことが肝要かと思いますが、總理及び厚生大臣から明確に、医療供給体制の具体案をお聞かせ願いたいと思います。

また、電気設備については、現在の米軍施設に依存して電気の供給を受けておるので、復帰後、すみやかに住民に対し電気供給が行なわれることが大事であると思います。電気施設の技術的な諸問題もあるので、國から専門家を派遣して調査を開かせ願いたいと思います。

また、電気設備については、現在の米軍施設に依存して電気の供給を受けておるので、復帰後、すみやかに住民に対し電気供給が行なわれることが大事であると思います。電気施設の技術的な諸問題もあるので、國から専門家を派遣して調査を開かせ願いたいと思います。

また、旧島民が帰島してからの生活の保障と住宅対策に關し、特に政府においては特例法を定め

いと思うのであります。

次に、内地との航路を積極的に開放し、現地島民及び旧島民が安心して漁獲に取り組んでいかれるよう、國として特に開発の促進をはかるため、漁船の建造に資金援助をすべきであると思われるが、總理の明快なる御答弁をお願いしたいのであります。

官報 (号外)

旧島民の帰島問題については、一九四四年の日本当局の強制疎開命令で日本本土に引き揚げた当時からなのであります。小笠原諸島の住民は、戦争が終わればすぐにでも帰島できるものと信じていたのであります。それ以来、小笠原諸島は日本から行政分離の措置を受け、現在では欧米系住民二百人余りの帰島しが許されていないのが実情であります。小笠原旧島民の終戦以来の悲願は、故郷に帰りたいということであります。今日まで幾たびか米国側に要請はしてきたものの、軍事上の必要性という理由のもとに、帰島断念を余儀なくされてきた現実を政府はどれだけ誠意をもって示してくれたでありますでしょうか。この際、帰島までのプログラムの明示こそ、政府に譲せられておる責務かと思いますが、総理の所信のほどをお伺いしたいのであります。

さらに、今日まで帰島を許されないために、旧島民たちは、日本政府に対し、小笠原島民の意思に反して強制疎開を命じた責任をおもな理由として、損害賠償の要求をしているのであります。政府の見解はまだきまってないようであります。第一歩と考えますが、総理の見解をお伺いしたいと思うのでござります。

また、これら旧島民が帰島については、小笠原島民が小笠原諸島に所在する財産権行使して生産を営み得ないで来た事実を直視し、早急に旧島民の補償要求を受け入れることが、住民福祉の

に骨を埋める帰島者を優先し、順次政府の財政援護をもとに開発事業に参加させ、一、三年のうちに希望者全員を帰島させる措置を講ずべきであると思ひますが、総理の所信をお伺いしたいのであります。

でしょうか。単なる離島の開発援助と全く性格が異なります。この際、小笠原復興開発には、政府が十二分の措置を講ずることが必要であります。総理の所信をお伺いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

なるわけであります。したがいまして、私、西村君に先ほどお答えいたしましたように、さらによれを強化拡大するような考えは持つておりませんし、また、本土と特別な扱い方をするつもりもございません。その意味では、特別な軍事基地がで

責務かと思いますが、総理の所信のほどをお伺いしたいのであります。

島民たちは、日本政府に対し、小笠原島民の意思に反して強制疎開を命じた責任をおもな理由として、損害賠償の要求をしているのであります。が、政府の見解はまだきまってないようあります。旧島民が小笠原諸島に所在する財産権を行使して生産を営み得ないで来た事実を直視し、早急に旧島民の補償要求を受け入れることが、住民福祉の第一歩と考えますが、総理の見解をお伺いしたいと思うのでござります。

最後に、政府は次の国会において、小笠原復興計画案を提出する予定と聞いておりますが、その復興計画はいかなるものか、具体的な内容を明らかにしていただきたいと思うのでござります。さらに政府は、小笠原開発にあたって、どれだけの予算を見積もり、開発に乗り出すのであります。

味で喜びにたえません。

ま普及しておりませんから、ただいまの状態では軍用のみにこれが使われるということになります。そういう意味で、田代君からも御質問があつたのではないかと思いますけれども、今日、米軍がこのロラン局だけは自分で管理し、そして専門的な扱い方をしておりますのは、ただいまも申し

同様の教育を施行すべきであると思うのであります
が、文部大臣は、このような実情に対しまして
どのような施策を講じようとしているのか、お伺
いしたいのござります。

また、これら小笠原開発の促進のために、国、
東京都、旧島民、現住民の代表者によって、仮称

本邦の本来のある姿において開発する、そして
私どもは、せっかく帰ってきた小笠原、これを日
本の復帰は、これは日本全国民の喜びでありま
す。ややおそきに失したとはいへ、日米友好関
係、信頼のもとに、これが実現したことは、何と
申しましてもいいことだつたと存じます。そこで

るにおきまして、この領土を守るのは政府の当然の責務であります。しかし、そのために基地を強化するといふようなことは絶対にございませんから、御安心をいただきたいと思います。

旧島民の帰島問題については、一九四四年の日本当局の強制疎開命令で日本本土に引き揚げた当時からなのであります。小笠原諸島の住民は、戦争が終わればすぐにでも帰島できるものと信じていたのでありますが、それ以来、小笠原諸島は日本から行政分離の措置を受け、現在では欧米系住民二百人余りの帰島しか許されていないのが実情であります。小笠原旧島民の終戦以来の悲願は、故郷に帰りたいということであります。今まで幾たびか米国側に要請はしてきたものの、軍事上の

制度によって教育が行なわれているために、急に本土のような教育制度を強制することとなりますと、混乱することとなるのであります。返還後も米国式の学校教育を受けている子供たちはそのまま卒業させ、新しく教育を受ける児童から本土と

○国務大臣（佐藤栄作君） 委員会等あるいは詳細にお答えするかとも思いますが、ただいままでお尋ねのありましたことについて、私の感じを率直に御披露いたします。

備を強化しなきゃならぬのじゃないかと、こうい
う御指摘であります。四十の島々、したがつ
て、これを守るということになれば、たいへん防

ある考へがあるのか、伺いたいのであります。この
旧島民の帰島問題については、一九四四年の日本
当局の強制疎開命令で日本本土に引き揚げた當時
からなのであります。小笠原諸島の住民は、戦争
が終わればすぐにでも帰島できるものと信じてい
ります。

でしょうか。単なる離島の開発援助と全く性格が異なります。この際、小笠原復興開発には、政府が十二分の措置を講ずることが必要であります。総理の所信をお伺いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

なるわけであります。したがいまして、私、西村君に先ほどお答えいたしましたように、さらによれを強化拡大するような考えは持つておりませんし、また、本土と特別な扱い方をするつもりもございません。その意味では、特別な軍事基地がで

上げるような、受信装置も普及しておらない特殊な装置であります。がゆえに、これを米軍が持つておるのであります。いわゆる核のような問題ではございませんから、その点もこれまで危険のないものだと、かように御理解をいただきたい。そ

だきますその取りきめどおりにお考えをいただか
たいのでござります。

だけで一方的に考えないで、関係者の意見を尊重するよう」という御注意だと思いますので、この運営に当たりましては、そういう方向で私どもお願

なお、名れる同様に、沿岸の沿岸を行なってい
て、航路標識あるいはブイ等の整備を行なつてい
く予定でござります。(拍手)

〔國務大臣瀧尾弘吉君登壇、拍手〕
○國務大臣(瀧尾弘吉君) お答えいたします。

いませんから、その点もこれまで危険のな
だと。かように御理解をいただきたい。そ
た後の旧島民の漁船の建造に対する国の補助の問
題あるいは医療及び生活保障等についての問題、

卷之三

國務大臣園田直君登壇、拍手

○国務大臣(園田直君) 医療につきましては、本

土より医師、看護婦を派遣をして、現在の診療施設へ向けて、三葉二郎と朝一と、上田、伊藤

講習会は月曜日から木曜日まで、午後2時から午後5時まで開催され、東京都で直接準備をいたしております。

なおまた、医療保険その他については、復帰等直つて適用されるより余討といたしております。

直ちに適用される。被請求した者は、被請求の事実を認め、又は認めないと主張する。

他の社会保障福祉の制度をそのまま適用できるとする旨述べておられます。(由手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣（中曾根康弘君） 小笠原の復興開発に

関りまして、お詫びをなしあげました。西村さんは申し上げたとおりやります。

海上保安の問題が残つておりますが、復帰後は

視船を南方に派遣いたしまして、付近の哨戒をなう予定です。そうして父島にいずれ補給基地にならうと想ひます。

設定いたす予定であります。

は思っておりません。先ほど申したよろこび、これを拡大する考え方のないことをこの機会にはつきり申し上げておきます。

また、今回の日本復帰が実現いたします際に、特に日米安保条約に加えるような約定は何にもございません。いわゆる密約などはもちろんございません。したがって、この点も今回御審議をいたしません。

だきますその取りきめどおりにお考えをいたただいたのでございます。

次に、米軍労務者に対する問題あるいは帰島された後の旧島民の漁船の建造に対する國の補助の問題あるいは医療及び生活保障等についての問題、さらにまた、電気供給の問題あるいは住宅問題等についてお尋ねがございました。もちろんただいま意識調査をいたしております。さらにその上で専門的な調査も行ないまして、そして帰島された方々が、りっぱな生活を営まれるよう、十分に私たちももうふうし勘案していくべきやならぬ、かように思いますので、ただいまの段階では調査にまず力を入れている。そしてどの程度の方々がお帰りになるか。その上でこれらの問題についても、あるいはこの島——父島に集中するとか、あるいは硫黄島はどういうようにするとか、こういうようなことを考えたらいだらうと、かようと思ひますので、帰島される規模等も勘案いたしますし、また、これらの地域の特殊事情も考えて、そうして復興、さらに開発計画といふものに乗じて出したいと思っております。

また、最後に具体的提案として、関係の方々で小笠原の開発協議会を設けたらどうかという御案でござりますが、ただいま関係各省等を含め、また、旧島民の代表者等を交えて、小笠原復帰準備対策本部といふものを設けて、いろいろ協議いたしております。これをさらに強化しろといふお話ではないだらうかと思いますし、また、役

だけで一方的に考へないで、関係者の意見を尊重するようなどいう御注意だと思いますので、この運営に当たりましては、そういう方向で私どもが対策本部を運営してまいることにいたしたいと思います。

失礼いたしました。(拍手)

〔國務大臣國田直君登壇、拍手〕

○國務大臣(國田直君) 医療につきましては、本土より医師、看護婦を派遣をして、現在の診療施設を活用して、医療に万全を期したいと思ひます。東京都で直接準備をいたしております。

なおまた、医療保険その他については、復帰後直ちに適用できるよう検討をいたしております。

生活の保障につきましては、生活保護制度その他の社会保障福祉の制度をそのまま適用できるよう活用するつもりであります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 小笠原の復興開発に關しまして、空路とそれから航路につきましては、西村さんに申し上げたとおりでござります。

海上保安の問題が残っておりますが、復帰後は視船を南方に派遣いたしまして、付近の哨戒をなう予定です。そして父島にいずれ補給基地を設定いたします予定であります。

なお、漁業あるいは民営航路等が盛んになりますと、海上保安署を設置いたしまして、巡視艇配属いたします。父島の灯台四個は、海上保安においてこれを引き継ぎまして運営いたします。

なれど、同時に、沿岸の沿岸を行なつて、航路標識あるいはブイ等の整備を行なつて、予定でござります。(拍手)

〔国務大臣瀧尾弘吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(瀧尾弘吉君) お答えいたします。

小笠原諸島の復帰後の教育でございますが、もちろん、日本国民育成という観点に立ちまして、今後の教育は行なつてしまいなければならない。また、そのために必要な人的、物的の施設を整備してまいらなければならぬと存じておりますが、現在、小笠原には、ラドフォード提督初等学校といふ九年制の学校がありまして、そこに学んでいる者が五十六人ばかりござります。なおさた、付属の幼稚園に四名ばかりいるようでござります。さらに、高等学校に進學いたしましたしましては、グアム島に二十人ほど進學いたしているのであります。なお、若干名はアメリカ本土のほうのハイスクールに通つてゐる者もいるところでございます。

そういう現況でございますが、これを直ちに理由で本土で行なつておりますような教育に移すところに日本本邦の立場からいへば、何うわけにもましまらないと存します。ことに日本本邦の能力が非常に不足もいたしております。他、従来の関係もございますので、しばらくの間の移行の措置といたしましては、教育内容については、実情に即し、無理のないような形で移行せるために、特別の措置を講じたいと考えております。また、教員の配置につきましても、普通

る。

第七条 大会議

- 1 大会議は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。

- 2 運合加盟国の代表は、各万国郵便大会議の開催後二年以内に、必要があるときは連合の条約を改正し、かつ、連合加盟国に共通の利害関係のある他の郵便上の問題で必要と認めるものを審議するため、大会議として会合する。

- 3 各国は、それぞれの政府がこのために正当に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自國を代表させる。

- 4 各国は、一個の投票権を有する。

- 5 オブザーバーは、国際連合若しくはその専門機関を代表する者又は万国郵便連合の連合員である郵政省を代表する者であることを条件として、連合の会議に顧問的資格において投票権なしで出席するよう招請されることができる。招請は、大会議又は執行委員会の請求により、会議が開催される國の政府が行なう。

- 6 各大會議は、次回の大会議を招集する國を定める。招集國の政府は、次回の大会議の開催の少なくとも六箇月前に、外交上の経路を通じてその期日及び場所を定める。

- 1 臨時大會議は、少なくとも三分の一の加盟国との請求により又はその同意を得て開催することができる。

第八条 臨時大會議

- 1 大会議は、その活動に必要な手続規則を定める。

第九条 執行委員会

- 1 執行委員会は、大会議から大会議までの間に

官報号外

- 2 会合の場所及び期日は、執行委員会が臨時大會議を発議した加盟国との合意の上で決定する。

- 3 第七条3及び4の規定は、臨時大會議に適用する。

- 4 第七条3及び4の規定は、執行委員会が臨時大會議を発議した加盟国との合意の上で決定する。

- 5 第七条3及び4の規定は、執行委員会が臨時大會議を発議した加盟国との合意の上で決定する。

第九条 大会議への議案の提出

- 1 加盟国の郵政省は、議案を大会議に提出する権利を有する。この議案は、大会議の開催の少なくとも三箇月前に中央事務局に到着しなければならない。もつとも、大会議の開催の前の三箇月の期間内に中央事務局に到着する議案も、

- 2 中央事務局は、これららの議案を発行し、か

- 3 各大會議の議長は、当該大會議終了後の委員会の第一回会議を招集する。この会議において、委員会は、その構成員のうちから委員長及び副委員長を選挙をする。委員長及び副委員長の任期は、次回の大會議の終了までとする。

- 4 執行委員会の第一回会議の後の年次会議は、委員長が招集する。

- 5 委員長は、通常会期から通常会期までの間に

- 6 委員会を招集することができる。

- 7 委員会の事務費は、連合の負担とする。加盟国は、自國の代表者の旅費及び滞在費を負担する。委員会の構成員の職務は、無報酬とする。

- 8 加盟国は、委員会の会議において、資格のある郵政職員に自國を代表させる。

- 9 委員会の任務は、次のとおりとする。

- 10 (a) 郵便業務の改善のため、連合加盟国の郵政

- 11 (b) 中央事務局の運営のための規則を定める。

- 12 第十一条 大会議の手続規則

- 13 大会議は、その活動に必要な手續規則を定める。

- 14 第十二条 執行委員会

- 15 執行委員会は、大会議から大会議までの間に

おける連合の事業の継続を確保するため、原則として一年に一回、中央事務局の所在地で会合する。

委員会は、すべての連合加盟国で構成し、その過半数を定足数とする。

3 各大會議の議長は、当該大會議終了後の委員会の第一回会議を招集する。この会議において、委員会は、その構成員のうちから委員長及び副委員長を選挙をする。委員長及び副委員長の任期は、次回の大會議の終了までとする。

4 執行委員会の第一回会議の後の年次会議は、委員長が招集する。

5 委員長は、通常会期から通常会期までの間に

おいて、連合加盟国三分の二以上の多数の請求により、原則として中央事務局の所在地に委員会を招集することができる。

6 中央事務局は、局長、次長及び連合が必要とするその他の職員で構成する。

7 中央事務局長は、連合の会議に出席し、かつ、投票権なしで討議に参加する。

8 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政省と共同して、その会議の事務局の職務を行なう。中央事務局は、また、連合加盟国ための連絡、通報及び調査の機関となる。

9 大会議又は、必要があるときは、執行委員会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局の局長及び次長を選出し、並びにそれらの者の任期を定める。

10 局長及び次長は、できる限り、異なる国の国民でなければならない。

と及び中央事務局の活動を監督すること。

(c) 大会議から大会議までの間ににおいて、中央事務局が作成する連合の年次予算及び計算書を審査しつつ承認すること。

(d) 万国郵便連合の諸機関又はこの地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な接触を保ち、また、必要があるときは、これらの機関の会議への代表者を任命すること。

(e) 第十八条3の規定に従い、各万国郵便大会議に先だつて会合すること。

第十三条 中央事務局

1 連合の中央事務局は、マニラにおいて任務を遂行する。

2 連合の中央事務局は、局長、次長及び連合が必要とするその他の職員で構成する。

3 中央事務局長は、連合の会議に出席し、かつ、投票権なしで討議に参加する。

4 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政省と共同して、その会議の事務局の職務を行なう。中央事務局は、また、連合加盟国ための連絡、通報及び調査の機関となる。

5 大会議又は、必要があるときは、執行委員会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局の局長及び次長を選出し、並びにそれらの者の任期を定める。

6 局長及び次長は、できる限り、異なる国の国民でなければならない。

7 中央事務局は、執行委員会の一般的監督を受け、また、その会計は、中央事務局の所在国の権限のある当局が監査する。

第十四条 連合の経費

1 連合の各大会議は、中央事務局長の勧告に基づいて、連合の経常費の年額の最高限を定める。経常費、連合の会議に要する臨時費及び中央事務局に委託されることのある特別の事業に要する費用は、すべての連合加盟国が分担する。

2 加盟国は、連合の経費の割当てのために、三群に分けられる。万国郵便連合の経費を一等級及び二等級の連合員として分担する国は五単位を分担し、三等級、四等級及び五等級の連合員として分担する国は三単位を分担し、六等級及び七等級の連合員として分担する国は二単位を分担する。もつとも、加盟国は、分担単位の多い群に属することを請求することができる。

3 新加盟国は、自國が加盟国となつた日からの連合の経費ではなく、その加盟の年の全期間についての経費を分担する。

第十五条 万国郵便連合の文書の適用

1 この条約の規定は、連合加盟国との間で交換する通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。

2 連合加盟国間における通常郵便物の交換に関するすべての事項でこの条約に規定されていないものは、万国郵便連合の文書の規定に従う

ものとする。

第十六条 施行規則

実施するために必要な細目手続を施行規則で定める。

第十七条 仲裁

以上の加盟国間における紛争問題は、万国郵便連合一般規則で規定する方法により解決する。

第十八条 万国郵便大会議における協力

1 連合加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が連合加盟国に共通の利害関係を有するものであるときは、できる限り協力する。

2 すべての加盟国は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合の国際事務局に通知すると同時に、中央事務局に通知する。

3 加盟国は、これらの議案を発行し、かつ、加盟国の郵政庁に配布する。これらの議案は、第五条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

3 加盟国は、各万国郵便大会議において討議される議案その他的重要事項について意見を交換しあつて調和させるため、当該大会議に先だつて、適切な時期に適当な場所で会合する。

第十九条 郵政職員の交換

加盟国は、郵便業務の発展及び改善に關する研究を行なわせるために郵政職員を交換

し、又は一方的に派遣することについて合意することができる。これらの職員に対してすべての必要な協力及び便宜を与える。

第二部 通常郵便物に関する規定

第二十条 通常郵便物

1 「通常郵便物」とは、書状、通常郵便葉書、往復郵便葉書、印刷物、点字郵便物、商品見本、小形包装物及び録音郵便物とする。

2 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質を包有する書状の交換並びに小形包装物、録音郵便物及び別配達郵便物の交換は、相互に又は一方的にこれを行なうことには同意する国に限定される。

3 連合の諸国間で交換する郵便物の陸路、河川路及び海路の継越しについては、原則として、いかなる料金をも徴収しない。ただし、加盟国は、無料継越しを認めることができない場合には、料金を徴収することができる。この料金は、万国郵便条約が承認又は規定する料金より低いものとすることができる。

第二十一条 無料継越し

連合の諸国間で交換する郵便物の陸路、河川路

及び海路の継越しについては、原則として、いか

なる料金をも徴収しない。ただし、加盟国は、無

料継越しを認めることができない場合には、料金

を徴収することができる。この料金は、万国郵便

条約が承認又は規定する料金より低いものとす

ることができる。

第二十二条 郵便料金

1 連合の郵政庁間の郵便関係においては、平面路により交換されるすべての通常郵便物に内国外便料金を適用する。ただし、

(a) 万国郵便条約で規定する国際料金が内国料

金より低い場合及び内国郵便業務において設

定されていない業務に關する場合には、国際

料金を適用するものとし、また、

(b) いずれの国も、内国料金の代りに、自国の

国際郵便業務において適用される最惠引下料

金の百分の六十をこえない特別料金を適用す

ることができる。

2 航空郵便物については、国際料金を適用す

る。ただし、いずれの加盟国も、国際料金より

低い料金で自国の内国航空郵便物の料金より低

くない料金を採用することができる。

第二十三条 料金免除の特權

連合の中央事務局と加盟国の郵政庁との間で交換される公用の通常郵便物については、中央事務局が差し出す航空通常郵便物を除くほか、すべての郵便料金を免除する。

第三部 最終規定

第二十四条 条約の批准

1 この条約は、採択されたときは、各加盟国の権限を有された代表者が大会議の終了の際に署名する。

2 この条約は、署名国ができる限りすみやかに受諾し、承認し又は批准する。署名国の受諾書、承認書又は批准書は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に寄託し、同政府は、すべての署名国にその旨を通告する。

3 この条約は、いずれかの署名国がその受諾、承認又は批准を行なわない場合にも、これを受諾し、承認し又は批准した国については、効

力を害されることがない。

第二十五条 条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百六十六年七月一日に効力を生じ、次回の大會議の条約が効力を生ずるまで効力を有する。

官報(号外)

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

以上の証拠として、それぞれの政府から正當に委任された下名の代表者は、フィリピン共和国政府に寄託されたこの条約の本書一通に署名した。その謄本一通は、各加盟国に送付される。

千九百六十五年十二月十六日にマニラで作成した。

中華民国のために

杭立武
王叔明

大韓民国のために

孫承祿

フィリピン共和国のために

エンリコ・パロマー

ペラルミノ・P・ナバロ

ゴドフレド・B・セニレス

アントニオ・S・ナバロ

ダイのために

ティエンソン・キーラナン

スリブミ・スカネート

チャオ・トンマ

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

1 日本国は、現在において一千五百万シンガポールの承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

次とのおり協定した。

第一条

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

日本国のために
上田常光

ボール・ドルに換算される二十九億四千万三千円(一、九四〇、〇〇三、〇〇〇円)の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務をシンガポール共和国に無償で供与するものとする。

前記の生産物及び役務の供与は、両国政府間の合意により延長されない限り、この協定の効力発生の日から三年の期間にわたつて行なわれるものとし、かつ期間中合理的な程度に均等に配分して行なわれるものとする。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

4 両国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

シンガポール共和国は、第二次世界大戦の存在から生ずる問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認し、かつ、同國及びその国民がこの問題に關していくかなる請求をも日本国に対して提起しないことを約束する。

第三条

この協定は、シンガポール共和国政府が日本国政府から、この協定が日本国によりその国内法上の手続に従つて承認された旨の書面による通告を受け領した日に効力を生ずる。

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定を締結するに當り、日本国政府及びマレーシア政府は、

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

1 日本国は、現在において二千五百万マレーシア・ドル(一、九四〇、〇〇三、〇〇〇円)の価値を有す

シンガポール共和国のために
ウーン・ワー・シアン

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

昭和四十三年四月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

る日本國の生産物及び日本人の役務をマレイシアに無償で供与するものとする。

ア 前記の生産物及び役務の供与は、この協定の効力発生の日から三年の期間又は両国政府が今後合意することのある一層長い期間にわたつて行なわれるものとする。

3 1及び2に定める生産物及び役務は、まず外航用の新造貨物船二隻の建造のために、及び両国政府が合意することのあるその他の計画のためにあてられるものとする。

4 両国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取締を締結するものとする。

第二条

マレイシア政府は、両国間に存在する良好な關係に影響を及ぼす第二次世界大戦の間の不幸な事件から生ずるすべての問題がここに完全かつ最終的に解決されたことに同意する。

第三条

この協定は、それぞれの政府によりその憲法上の手続に従つて承認された旨を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正當に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年九月二十一日にクアラ・ランプールで、英語により本書二通を作成した。

日本國政府のために
小島太作

マレイシア政府のために
トゥンク・アブドル・ラーマン・ブトラ

〔三木與吉郎君登場、拍手〕

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました條約につきまして、外務委員会における審議の結果といたしまして、外務委員会は、アジア＝オセニア郵便条約の締結について承認を求める件外二件

昭和四十三年四月二十四日 参議院会議録第十五号 一件

経過と結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、アジア＝オセニア郵便条約は、万国郵便連合憲章で認められた地域的郵便連合の一つであるアジア＝オセニア郵便条約の締結につ

りまして、連合の組織、任務、加盟国間の通常郵便物の取り扱い等を規定しております。

この連合は、地理的に接近し、つながりの深いアジア及びオセニア諸国間の郵便関係の改善、便利の増大等をはかることを目的とするものであ

りまして、現在四カ国が加盟しております。

アジア及びオセニア諸国間の郵便連合の一つであるアジア＝オセニア郵便条約の締結につ

りまして、連合の組織、任務、加盟国間の通常郵便物の取り扱い等を規定しております。

この連合は、地理的に接近し、つながりの深い

アジア及びオセニア諸国間の郵便連合の改善、利便の増大等をはかることを目的とするものであ

りまして、現在四カ国が加盟しております。

アジア及びオセニア諸国間の郵便連合の改善、

利便の増大等をはかることを目的とするものであ

りまして、現在四カ国が加盟しております。

アジア及びオセニア諸国間の郵便連合の改善、利便の増大等をはかることを目的とするものであ

りまして、現在四カ国が加盟しております。

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、アジア＝オセニア郵便条約の締結について承認を求める件を問題に供します。本件を

承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(河野謙三君) 次に、日本國とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件及び日本とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件、全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半數と認めます。よつて、両件は承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。昭和四十三年四月十二日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

〔小字及び
は衆議院修正〕

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

(公報の日)
昭和四十三年四月一日から施行する。

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

酒税法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

(小字及び
は衆議院修正)

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

ての同条第一項に規定する政令で定める金額をいう」と当該最高額に対する酒税額との合計額を」といえ、当該最高額とこれに移出価格が当該最高額をこえる場合における直近の税率を乗じて計算した金額との合計額以下である場合における当該酒類に係る同項の規定による酒税の税額は、同項の規定にかかわらず、当該酒類の取売価格から当該最高額を控除した金額とする。

第二十八条第一項第一号及び第二号中「(政令で定めるものを除く。)」を削る。

第五十条第一項第一号中「若しくはハに規定する清酒又は同条第八号ロからニまでに規定する果実酒類(果実酒に限る。)」を「の規定に該当する清酒」に改める。
第五十条の二中「酒類製造者」の下に「又は酒類販売業者」を加え、「その製造免許を受けた種類又は品目の酒類(政令で定める種類又は品目の酒類に限る。)」に精類その他の政令で定める物品を混和しよとする場合その他酒類に関する行為を「酒類に関し次に掲げる行為」に、「その製造場」を「当該行為をしようとする場所」に改め、同条に次の各号を加える。

一 酒類製造者が、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類(政令で定める種類又は品目の酒類に限る。)に精類その他の政令で定める物品を混和する行為
二 酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で第二十二条の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類を詰め替え又は改装する行為
三 前二号のほか、酒税の取締り又は保全上必要があるものとして政令で定める行為

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年五月一日から施行する。

(一般的経過規定)

第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(税率の特例)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十六年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類のうち、改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)に規定するウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で同法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるものについては、同項の規定にかかわらず、同法第二十二条の規定を適用する。

(酒類の種類等に係る経過規定)

第四条 この法律の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)第三条第九号の規定によるウイスキー類をいい、当該ウイスキー類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をことなるものに限る。この規定に該当する酒類でその原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の十五以上百分の二十未満のもの(酒類の原料とするものに限る。)その他当該酒類の種類がこの法律の施行により旧酒税法の規定による種類と異なる種類となるもので政令で定めるもの(酒類の原料とするものに限る。)に係る当該酒類の種類については、昭和四十六年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

この法律の施行の際、旧酒税法の規定によるウイスキー、ブランデー又はスピリットのうちこの法律の施行により従前の種類と異なるもので政令で定めるものにつき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。

(届出に係る経過規定)

第五条 施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所でウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類を詰め替え又は改装する場合には、新酒税法第五十条の二の規定による届出を要しない。

二 酒類製造者又は酒類販売業者が、新酒税法第二十二条の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類(前項に規定する酒類を除く。)について施行日以後十日以内に同法第五十条の二第二号に掲げる行為をする場合には、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から十日以内に、当該場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

三 前項の規定による届出をした者は、施行日に新酒税法第五十条の二の規定による届出をしたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過規定)

第六条 次の各号に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

一 清酒特級(当該清酒について新酒税法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。)

二 清酒一般

三 ピール

四 ウイスキー類(新酒税法第三条第九号に規定するウイスキー類をいい、当該ウイスキー類につ

いて同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をことなるものに限る。)

五 スピリット(新酒税法第四条第一項に規定するスピリットをいい、当該スピリットについて同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。)

六 発泡ラボ(新酒税法第二十二条第一項第十号イ(1)又は(2)に該当するものに限る。)

ウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で新酒税法第二十二

二条の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるもの(以下「徴税税率適用ウイスキー一級等」という。)のうち、昭和四十六年四月一日前に酒類の製造場から移出されたもので、同法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同年四月一日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、同法第二十二条の二第一項の税率とする。

(未納税引取等に係る経過規定)

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた前条第一項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

○青柳秀夫君登壇、拍手
ただいま議題となりました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案は、たばこの定価が昭和二十六年以降据え置かれてまいりましたが、最近における所得及び物価水準の推移等に顧み、また、財政収入の確保をかる見地より、製造たばこの小売り定価を改定するため、その種類ごとに等級別に法定されている最高価格をそれ引き上げる等、所要の改正を行なおうとするものでございます。

酒税法の一部を改正する法律案は、酒税の税率が、所得水準、物価水準の変動にかかわりなく定期に据え置かれているため、税負担の相対的な低下を来たし、他の諸税負担との間に均衡を失しておりますので、酒税特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する従量税率を約一〇%ないし一五%引き上げることとともに、ウイスキー類の一級、二級にも従量税制度を導入しようとするものであります。

二法律案につきましては、衆議院においては施行期日を改める修正が行なわれ、酒税の税率の引き上げは五月一日となりました。この改正による増収額は、たばこにおいて五百五十億円、酒税において四百億円が見込まれております。委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、二法律案を括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して柴谷委員より、公明党を代表して中尾委員より、民主社会党須藤委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

二法律案についてそれぞれ採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○青柳秀夫君登壇、拍手
ただいま議題となりました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案は、たばこの定価が昭和二十六年以降据え置かれてまいりましたが、最近における所得及び物価水準の推移等に顧み、また、財政収入の確保をかる見地より、製造たばこの小売り定価を改定するため、その種類ごとに等級別に法定されている最高価格をそれ引き上げる等、所要の改正を行なおうとするものでございます。

酒税法の一部を改正する法律案は、酒税の税率が、所得水準、物価水準の変動にかかわりなく定期に据え置かれているため、税負担の相対的な低下を来たし、他の諸税負担との間に均衡を失しておりますので、酒税特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する従量税率を約一〇%ないし一五%引き上げることとともに、ウイスキー類の一級、二級にも従量税制度を導入しようとするものであります。

○柴谷要君登壇、拍手
私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました、たばこ定価法の一部改正案及び酒税法の一部改正案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。
まず、第一に、昭和四十三年度税制改正の最大の特徴であり、国民生活を無視したからくりは、いわゆる財政権直化を口実として、所得減税の実施すら十分行なわず、しかも、その減税分を酒、たばこの増税で埋め、実質減税ゼロなどと称していることになります。これは、政府みずから政策の失敗によつてもたらされた財政権直化の真の原因を追求することなしに、失敗の犠牲を大衆に押しつけようとするものであります。まさに、国民生活を無視した、無責任きわまるやり方であり、国民党とともに強く反対するものであります。この減税ゼロの実態は、これまで本院においてもきびしく糾撻されているところでありますが、大衆にとっては、減税どころか、むしろ、明らかに実質的な増税となるものであります。所得税を納めていないような所得の低い階層にとっては、減税の恩典すらなく、増税による負担の増大だけを押しつけられることになり、とうてい減税ゼロなどとは言つておられないのです。減税ゼロといふ政府の考え方は、こうした大衆負担の実態を見ることなく、国庫の收入だけを頭に置いて、冷酷な情け容赦のない考え方であり、今回の税制改正の国民軽視の本質をこの上なく証明しているものであります。

さらに、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案について、西田委員より、四派共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決しました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 両案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。柴谷要君。

【柴谷要君登壇、拍手】
私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました、たばこ定価法の一部改正案及び酒税法の一部改正案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。
まず、第一に、昭和四十三年度税制改正の最大の特徴であり、国民生活を無視したからくりは、いわゆる財政権直化を口実として、所得減税の実施すら十分行なわず、しかも、その減税分を酒、たばこの増税で埋め、実質減税ゼロなどと称していることになります。これは、政府みずから政策の失敗によつてもたらされた財政権直化の真の原因を追求することなしに、失敗の犠牲を大衆に押しつけようとするものであります。まさに、国民生活を無視した、無責任きわまるやり方であり、国民党とともに強く反対するものであります。この減税ゼロの実態は、これまで本院においてもきびしく糾撻されているところでありますが、大衆にとっては、減税どころか、むしろ、明らかに実質的な増税となるものであります。所得税を納めていないような所得の低い階層にとっては、減税の恩典すらなく、増税による負担の増大だけを押しつけられることになり、とうてい減税ゼロなどとは言つておられないのです。減税ゼロといふ政府の考え方は、こうした大衆負担の実態を見ることなく、国庫の收入だけを頭に置いて、冷酷な情け容赦のない考え方であり、今回の税制改正の国民軽視の本質をこの上なく証明しているものであります。

第三の問題は、酒、たばこの値上げの中でも最もふしきなのはたばこの値上げであります。政府は、原価の値上がりにもかかわらず、十四年間も定価を上げよとしていることがあります。しかし、たばこは、すでに需要の増大と銘柄の変化などによる値上げ政策によって実質的に増税されているのです。専売基金は、その額においても伸び率においても、増大をし、着実に増加傾向を続けているのです。しかも、たばこの税率は、すでにハイライトで五八%、「しんせい」ですら五〇%に及んでいます。言い換えれば、消費者の吸っているたばこの大部分が税金でありますから、これ以上値上げすることは悪質な大衆取扱と言わなければなりません。

また、政府は、物価値上がりの中で意図せざる減税の効果が生じているとして、酒、たばこの値上げを打ち出しているのです。それに、低所得層の負担によって財源を調達しようとするものであって、財源としては最も悪質なものだと言わなければならぬのです。しかも、所得税を納めていない階層は全所得者のうちの五八%に及び、増税の大半はこれらの所得税さえ納められない人々によって負担させられるものであります。しかも、酒やたばこは消費者の選択の余地のない商品でありますから、物価値上がりのなかでは不公平を一そく拡大するものと言わなければなりません。

政府は、これらの増税政策を税負担の調整であると抗弁をしております。しかし、大衆の増税によって高額所得層の減税を行なうことが税の調整だとは、とうい言えないのです。むしろ租税の応能原則とその意味での負担公平原則を公然と踏みにじるものであると言わなければなりません。これでは租税原則が根本からくつがえされてしまうことになるのです。

政府の一連の公共料金の値上げの中でも最もふしきなのはたばこの値上げであります。政府は、原価の値上がりにもかかわらず、十四年間も定価を上げよとしていることがあります。しかし、たばこは、すでに需要の増大と銘柄の変化などによる値上げ政策によって実質的に増税されているのです。専売基金は、その額においても伸び率においても、増大をし、着実に増加傾向を続けているのです。しかも、たばこの税率は、すでにハイライトで五八%、「しんせい」ですら五〇%に及んでいます。言い換えれば、消費者の吸っているたばこの大部分が税金でありますから、これ以上値上げすることは悪質な大衆取扱と言わなければなりません。

また、政府は、物価値上がりの中で意図せざる減税の効果が生じているとして、酒、たばこの値上げを打ち出しているのです。それに、低所得層の負担によって財源を調達しようとするものであって、財源としては最も悪質なものだと言わなければならぬのです。しかも、所得税を納めていない階層は全所得者のうちの五八%に及び、増税の大半はこれらの所得税さえ納められない人々によって負担させられるものであります。しかも、酒やたばこは消費者の選択の余地のない商品でありますから、物価値上がりのなかでは不公平を一そく拡大するものと言わなければなりません。

政府は、これらの増税政策を税負担の調整であると抗弁をしております。しかし、大衆の増税によって高額所得層の減税を行なうことが税の調整だとは、とうい言えないのです。むしろ租税の応能原則とその意味での負担公平原則を公然と踏みにじるものであると言わなければなりません。これでは租税原則が根本からくつがえられてしまうことになるのです。

大衆のための料金、間接税等は、これを政府の責

税の応能原則とその意味での負担公平原則を公然と踏みにじるものであると言わなければなりません。これでは租税原則が根本からくつがえられてしまうことになるのです。

第三の問題は、酒、たばこの値上げの中でも最もふしきなのはたばこの値上げであります。政府は、原価の値上がりにもかかわらず、十四年間も定価を上げよとしていることがあります。しかし、たばこは、すでに需要の増大と銘柄の変化などによる値上げ政策によって実質的に増税されているのです。専売基金は、その額においても伸び率においても、増大をし、着実に増加傾向を続けているのです。しかも、たばこの税率は、すでにハイライトで五八%、「しんせい」ですら五〇%に及んでいます。言い換えれば、消費者の吸っているたばこの大部分が税金でありますから、これ以上値上げすることは悪質な大衆取扱と言わなければなりません。

また、政府は、物価値上がりの中で意図せざる減税の効果が生じているとして、酒、たばこの値上げを打ち出しているのです。それに、低所得層の負担によって財源を調達しようとするものであって、財源としては最も悪質なものだと言わなければならぬのです。しかも、所得税を納めていない階層は全所得者のうちの五八%に及び、増税の大半はこれらの所得税さえ納められない人々によって負担させられるものであります。しかも、酒やたばこは消費者の選択の余地のない商品でありますから、物価値上がりのなかでは不公平を一そく拡大するものと言わなければなりません。

政府は、これらの増税政策を税負担の調整であると抗弁をしております。しかし、大衆の増税によって高額所得層の減税を行なうことが税の調整だとは、とうい言えないのです。むしろ租税の応能原則とその意味での負担公平原則を公然と踏みにじるものであると言わなければなりません。これでは租税原則が根本からくつがえられてしまうことになるのです。

大衆のための料金、間接税等は、これを政府の責

任において抑制することこそ、るべき態度ではありますか。とりわけ酒、たばこの値段は、政府の意思のみによって抑制することができる数少ない品目であります。値上げの抑制、物価の安定を言う政府の宣伝が、全くのうそであることをみずから証明するものであり、今日の物価値上がりの中で、むしろ間接税はこれを値下げする方向をとることこそ先決であります。

第四に、今回の酒・たばこの値上げは、單に所得税の減税による税収補てんを低所得者層に寄せすることによって所得の再分配という財政本来の機能を抹殺するものであるばかりでなく、そのねらいはきわめて危険なものがあります。実にこの点に今回の改正案の大きな落とし穴があると言わなければなりません。端的に申し上げますならば、今回の改正のねらいは、第一に、所得税においては相変わらず低い免税点を据え置いて、中小企業者や勤労大衆への重い課税に所得課税の中心を置き、大衆に重い税の体系を維持することであり、第二に、この大衆重課の所得課税の限界を突き破り、新たな財源を開拓するための間接税増税政策に踏み切ったことであります。これは、昨年五月に行なわれた大蔵大臣の、「売上税創設が考えられてよい」との発言に象徴されるように、間接税の増税と将来の成長財源としての売上税創設を第一のねらいとするものであり、いわばその布石であると言わなければなりません。昨年の印紙・登録税の引き上げに始まつた一連の間接税増税政策は、財政硬直化を口実として、大衆の犠牲によつて、アメリカのドル防衛への協力、第三次防衛計画による軍備拡大のための資金調達にそのねらいがあることは明らかであります。かつての間接税増税の歴史を見ると、間接税の増税が行なわれたのは、常に戦争と軍備拡大への布石であったことを思い返すとき、まことにりつ然たる思いにかられるのであります。

最後に、今回の改正案は、日本社会党を中心とする野党の追及と国民の広範な反対世論の前に年

度内成立は不可能となり、酒の増税実施時期を

一ヶ月延長せざるを得なくなつたのであります。

このことは、国民生活を軽視した政府の不当なや

り方に対する国民の痛烈な批判のあらわれであ

り、政府の政治姿勢に対する不信の結果であります。

私は、国民とともに酒、たばこの値上げに強く反対をし、政府・与党の諸君に心から反省を求め

て、私の反対討論を終わるものでござります。

(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて討論の通告者の

発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

これより採決をいたしました。

○副議長(河野謙三君) この法律の施行前に要した費用については、百円以内を「千円以内」に改める。
附則 第三条中「千円以内」を「千二百円以内」に、「七百円以内」を「千円以内」に改める。

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

百円以内を「千円以内」に改める。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

〔賛成者起立〕

(小字及び) は衆議院修正
以上報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、

これまで御承認をいたしました。

本件全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

以上報告いたします。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これまで御承認をいたしました。

本件全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕
○山本伊三郎君 この法律案は、社会福祉事業振興会が社会福祉法人に対して行なつてある福利施設改造資金の貸し付け金に関するものであります。

年度分について、利子の免除措置が行なわれたのであります。この措置を、四十五年度分にまで延長しようとするものであります。

委員会における審議の経過は会議録に譲ります。

昨二十三日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、社会福祉施設の計画的整備及び職員の確保を要望する旨の附帯決議が付せられました。

(拍手)以上報告いたします。

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十六條により送付する。

昭和四十三年四月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

み、買い受け月額十万円から五十万円までの間の手数料率を若干引き上げ、手数料率の不均衡を是正しようとするものであります。

通信委員会におきましては、十万円以下の手数料率を据え置いた理由等について質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて衆議院に対する法律案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

1. この法律は、
〔公布の日〕昭和四十三年四月一日から施行
〔改正の日〕昭和四十三年四月一日以後
に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買入を受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

2. 改正後の第七条第二項の規定は、同日以後
に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買入を受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

○副議長(河野謙三君) 日程第十一、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

〔いすれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長金丸富夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○久保等君登壇、拍手
〔久保等君登壇、拍手〕
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

内容を申し上げますと、最近における郵便切手類及び印紙の売りさばき人の業務の実情にかんがみ、買取月額十万円から五十万円までの間の手数料率を若干引き上げ、手数料率の不均衡を是正しようとするものであります。

よつて国会法第八十六條により送付する。

昭和四十三年四月十二日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

〔小字及び
〔は衆議院修正〕〕

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に
関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に
関する法律の一部を改正する法律

〔小字及び
〔は衆議院修正〕〕

金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

〔小字及び
〔は衆議院修正〕〕

金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

〔小字及び
〔は衆議院修正〕〕

第二十条第二項を次のよう改める。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第三十一条第二項中「第十八条第二項」の下に「第二十条第二項」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和四十三年四月十二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附 則

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案

金属鉱業等安定臨時措置法（昭和三十八年法律第百六十六号）は、廃止する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[金丸富夫君登壇、拍手]

○金丸富夫君 ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案は、探鉱促進事業団の業務を拡大して、海外における探鉱資金の貸し付け、開発資金にかかる債務の保証、地質構造調査及び資料の収集等を行なわせようとするものであります。

○副議長（河野謙三君） 日程第十三、消防法及び

消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）を

次に、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案は、本法の廃止期限が本年三月三十一日となつておらず、かつ、金属鉱業の現状にかんがみ、一応その目的を達しましたので、これを廃止しようといたすものであります。

審査報告書

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

外鉱産物の探鉱、開発の実情と見通し、中小鉱山の助成策、鉱産物の需給安定対策等から、さらに金、硫黄等に関する鉱業政策全般にわたつて質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

議題とし、参考人の意見を聴取するとともに、海

外鉱産物の探鉱、開発の実情と見通し、中小鉱山の助成策、鉱産物の需給安定対策等から、さらに金、硫黄等に関する鉱業政策全般にわたつて質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

が切迫している場合において、火災警戒区域を設定する等、防災体制の整備を図らうとするものであり、本委員会においては、市町村の消防職員等訓練機関の設置に関し所要の修正を加え、おむね妥当な措置と認めた。

なほ、別紙のような附帯決議を行なつた。

附帯決議

政府は、左の諸点について、特段の配慮をし善処すべきである。

一、最近における都市の建築物の態容等にかんがみ、本法の施行にあたつては、有効適切な指導命令の整備を行なうこと。

二、他の措置により、人命等に対する保護対策を徹底すること。

三、高層ビル、地下街等に対する防災対策の万全をはかるため、すみやかに建築基準法等関係法令の整備を行なうこと。

四、消防財政の充実強化をさらに推進し、もつて各市町村における消防力の向上を期すること。

五、消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

昭和四十三年四月二十三日

参議院議長 地方行政委員長 津島 文治
重宗 雄三殿

第一條 中第四条の四第三項の改正規定を削る。

第二条のうち第二十六条の改正規定を次のよう改める。

第二十六条中「訓練を行なう」を「教育訓練を行なう」に改め、同条に次の三項を加える。

一、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行なうために訓練機関を設置することができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

各市町村における消防力の向上を期すこと。

右決議する。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

昭和四十三年三月十九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

昭和四十三年三月十九日

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

昭和四十三年三月十九日

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

昭和四十三年三月十九日

の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「従事する職員」の下に「又は常勤の消防団員」を加える。

第四条の二第一項中「消防団員」の下に「(消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)」を加える。

第八条第一項中「監督」の下に「、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 高層建築物(高さ三十一メートルをこえる建築物をいう。次条において同じ。)

その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地道にて設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。次条において同じ。)でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するもの管轄について権原を有する者は、前条第一項に規定する消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならぬ。

前項の権原を有する者は、同項の自治省令で定める事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

第八条の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならぬ。

第五章中第二十三条の次に次の二条を加え

る。

第二十三条の二 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあると認められるときは、消防長又は消

防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火氣の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対する区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

前項の場合において、消防長若しくは消防署長又はこれらの人から委任を受けて同項の職權を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときは又は消防長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項の職權を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職權を行なつたときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない。

第二十五条に次の二項を加える。

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助をする者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

第四十四条中第十三号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 第二十三条の二の規定による火氣の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

(消防組織法の一部改正)

第一条 消防組織法(昭和二十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「制度」を「、防火管理その他

火災予防の制度」に改め、同条第五号中「及び第九条第四号」を削る。

第四条の四第三項中「又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を削る。

第九条第四号を削る。

第十四条の三中「政令で定める資格を有する者のうちから」を削り、同条に次の二項を加える。

消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。

第二十六条中「訓練を行ふ」を「教育訓練を行なう」に改め、同条に次の二項を加える。

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、単独に又は都道府県と共に、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第二十六条の二中「、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を「又は消防学校」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の次に二条を加える

改正規定及び第二条中消防組織法第十四条の三の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 第二十三条の二の規定による火氣の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

(消防組織法の一部改正)

第一条の規定による改正後の消防法第八条の規定は、同条に係る改正規定の施行の際現に使用する同条の物品については、適用しない。

な。

〔津島文治君登壇、拍手〕

○津島文治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、高層建築物、地下街等における防火管理制度を期すとともに、火災警戒区域の設定、消防学校の整備等、防災体制の整備をはかるとするものであります。

委員会におきましては、防火体制の現状について視察するほか、参考人の意見を聴取する等、熱心に審査いたしましたが、詳細は会議録に譲ります。

消防長及び消防署長は、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設けることができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第二十六条の二中「、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を「又は消防学校」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の次に二条を加える

改正規定及び第二条中消防組織法第十四条の三の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 第二十三条の二の規定による火氣の使

用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

(消防組織法の一部改正)

第一条の規定による改正後の消防法第八条の規定は、同条に係る改正規定の施行の際現に使用する同条の物品については、適用しない。

三 消防組織法第十四条の三の改正規定の施行の際現に市町村の消防署長の職にある者は、第二条の規定による改正後の同法第十四条の三第二項に規定する消防署長の資格を有するものとみ

な。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたしました。

午後零時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議員
副議長
河野 重宗 雄三君

譲三君

明君

清君

片山

市川

房枝君

瓜生

黒柳

山下 春江君

林田 悠紀夫君

園田 清充君

佐藤 一郎君

中津井 真君

佐藤英 一郎君

黒木 利克君

内田 芳郎君

長谷川 仁君

鈴木 万平君

江藤 智君

田中 茂穂君

迫水 久常君

梶原 茂嘉君

谷口 夢吉君

森田 タマ君

田代 富士男君

青田源 武治君

小林 北條

柏原 正義君

金丸 富夫君

柳田桃太郎君

赤間 文三君

木内 四郎君

和泉 覚君

川野 みづ君

船田 勇雄君

赤瀬 三暁君

松平 みづ君

柳田喜四郎君

正明君

大森 義彦君

土屋 義彦君

山本茂一郎君

山本義彦君

柳田義彦君

中野 文門君

西郷吉之助君

森 八三一君

廣瀬 久忠君

高橋 衆衛君

小山邦太郎君

青木 一男君

熊谷太三郎君

鹿島守之助君

吉武 重政

庸徳君

惠市君

吉武

重政

鹿島

元治郎君

森 元治郎君

森 森

鈴木 森